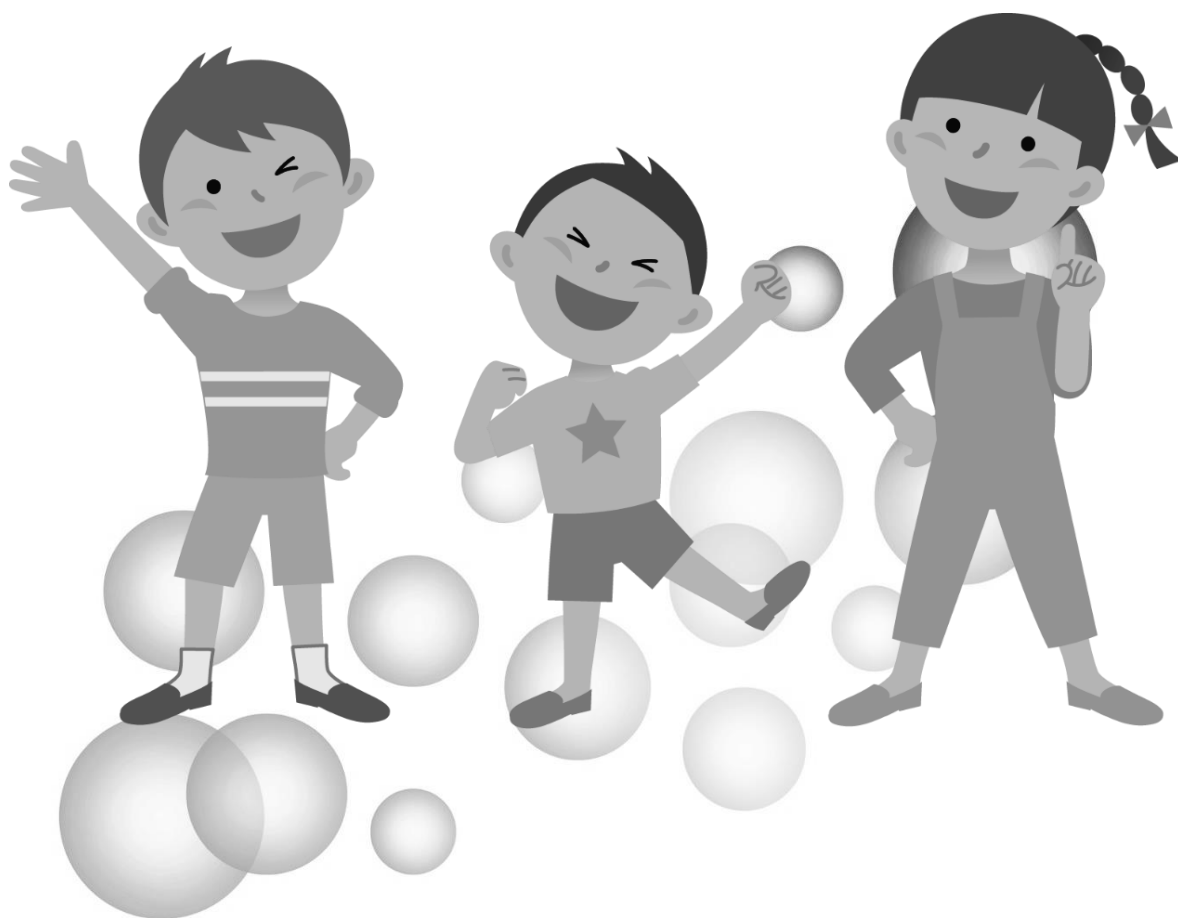


第 **二** 期

高根沢町子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】



令和2年3月
高根沢町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	3
第2節 計画の位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第4節 計画の策定体制.....	5
1. 子ども・子育て会議.....	5
2. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査.....	5
3. パブリックコメントによる意見公募.....	5
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
第1節 計画の基本理念.....	9
第2節 計画の基本的視点.....	10
1. 安心して産み、子育てができるまち.....	10
2. 子育てに適した生活環境と、生涯にわたり住み続け・働けるまち.....	10
第3節 施策の体系.....	11
第3章 施策の展開.....	15
第1節 地域における子育て・子育て（親育ち）の支援【基本目標1】.....	15
1. 現状と課題.....	15
2. 基本目標1に対する施策.....	16
第2節 母子の健康の確保と増進【基本目標2】.....	18
1. 現状と課題.....	18
2. 基本目標2に対する施策.....	19
第3節 子育てしやすい生活環境や職場環境の充実【基本目標3】.....	21
1. 現状と課題.....	21
2. 基本目標3に対する施策.....	22
第4節 援護を必要とする子どもと子育て家庭への支援【基本目標4】.....	24
1. 現状と課題.....	24
2. 基本目標4に対する施策.....	25
第5節 計画における「量の見込み」と「確保の内容」.....	29
1. 教育・保育提供区域の設定.....	29
2. 量の見込みと確保の内容.....	30

第4章 推進体制	37
第1節 計画の推進に向けて	37
第2節 計画の評価・検証	37
資料編	39
第1節 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	41
1. 統計にみる高根沢町の状況	41
2. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要	51
3. 現状からみた課題と今後の方向性	63
第2節 高根沢町子ども・子育て会議条例	66
第3節 高根沢町子ども・子育て会議 委員名簿	68
第4節 高根沢町子ども・子育て支援計画の策定経過	69

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

平成24年に国が制定した「子ども・子育て関連3法」に基づき、各都道府県・市町村は、「子ども・子育て支援プラン」「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。平成29年には「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定したことで、子育て世代の環境も大きく変化し、少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大など、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となりました。

本町でも、平成27年3月に「第一期高根沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援事業について展開してきましたが、令和元年度に計画期間が終了します。そこで、第一期計画の基本理念を受け継ぎつつ、現在の子育て環境に関する課題等を加えた「第二期高根沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を内包するものとします。

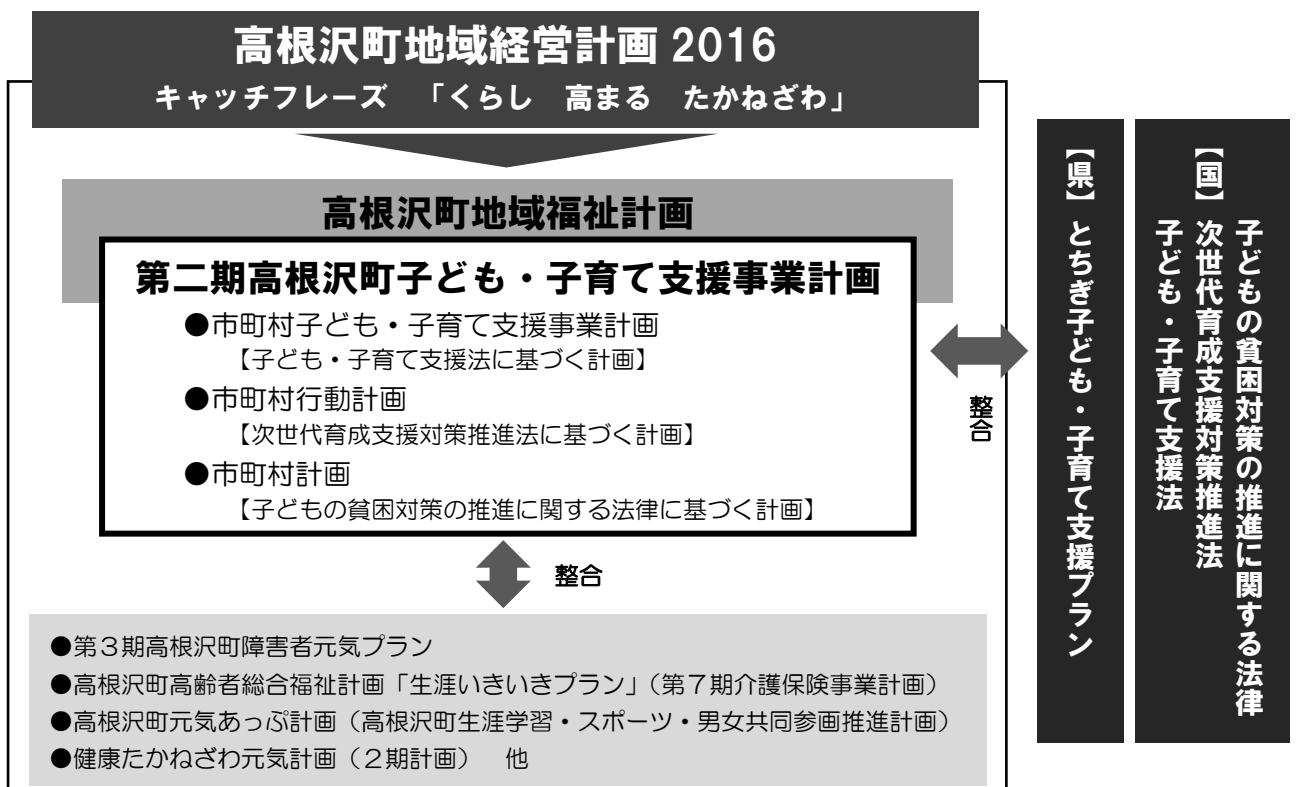
■ 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していくために、市町村が策定する計画です。

市町村は、この計画により子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握しながら、計画的な事業や施設などの実施、整備を図っていきます。

本計画は、本町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画 2016」をはじめ、子ども・子育て施策に係る本町の各分野の計画・条例と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



※地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもので、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における「上位計画」として位置付けられています。

第3節 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第一期高根沢町 子ども・子育て支援事業計画					第二期高根沢町 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

第4節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、有識者や教育・保育の関係者、住民等で構成する「高根沢町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

2. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童保護者・小学校児童保護者を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

3. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和2年1月30日から令和2年3月2日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

基本理念

子育てからはじまる 地域のふれあい みんなが家族

1 子育て

- 子どもの人権が最大限に尊重されるよう配慮し、すべての子どもが安全に過ごせる居場所を確保します。
- 子どもの視点に立った教育・保育事業を進めるとともに、貴重な体験学習や世代間交流を通して豊かな心や体の育成に取り組んでいきます。

2 親育ち

- 毎日の子育てを通して親自身も成長していきます。すべての親が、心身ともにゆとりをもって子育てを行い、子育てを通じた自身の成長と充実を得る機会を提供できるような支援を行います。
- 次代の親となる若い男女が子どもを産み育てたいと思えるように、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさやおもしろさを経験できる機会を提供します。

3 地域育ち

- すべての家庭が安心して子育てができるように、地域全体で子育て家庭を支えていきます。
- 子育て家庭が抱える不安や負担の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てができる地域ネットワーク形成を推進します。

第2節 計画の基本的視点

この計画では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる「まち」の実現のために、自助・互助・共助・公助の考え方に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭を支える地域共生の社会の構築を目指し、以下の基本的な視点をもって基本理念を掲げ、施策を展開します。

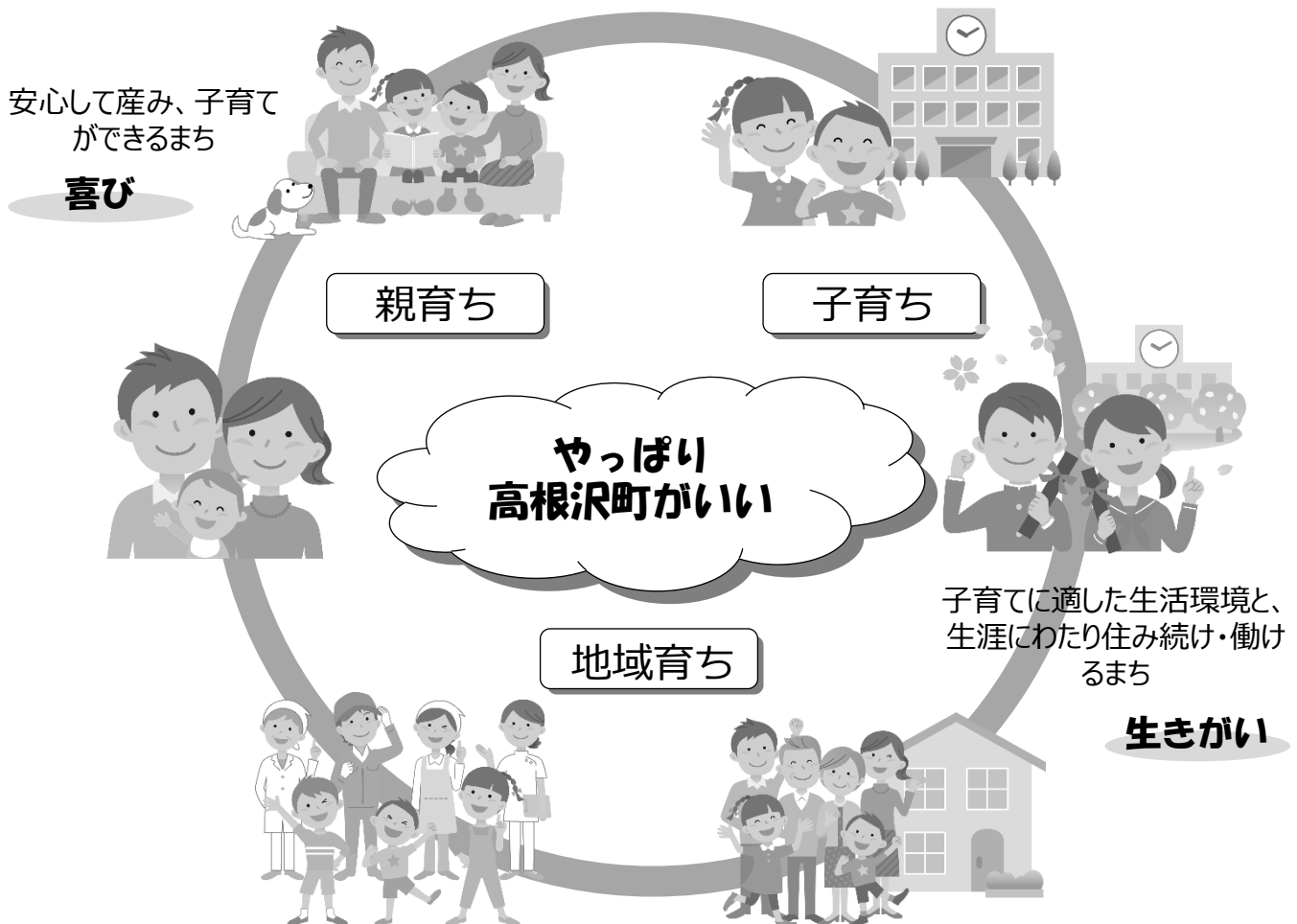
1. 安心して産み、子育てができるまち

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感等を和らげることを通じて、親として成長（親育ち）し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう応援していくことが必要です。

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを応援するため、行政はもとより、地域社会全体が協力（地域育ち）して子育てしやすい環境づくりを進めます。

2. 子育てに適した生活環境と、生涯にわたり住み続け・働けるまち

未来の社会をつくり、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長（子育て）できるような社会を目指し、「高根沢町で育って良かった」「やっぱり高根沢町がいい」という居心地の良い環境づくりを進めます。



第3節 施策の体系

基本理念・基本的視点を踏まえ、4つの基本目標を掲げ計画を推進します



基本目標のもと、各施策を推進し、基本理念の実現・課題の解決を目指します！

少子化の対策に向けた取組

子育てと仕事の両立に向けた取組

子どもたちの健やかな成長を守る
ための取組

子どもたちが夢と希望をもち、
育つ社会の実現に向けた取組

現状からみた課題からの今後の方向性

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

第1節 地域における子育て・子育て（親育ち）の支援【基本目標1】

1. 現状と課題

人口減少・少子高齢化が進む中、核家族化の進行や女性の社会進出の増加などによる保育ニーズの高まりなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。本町では、地域における子育て・子育て（親育ち）を応援し、安心して産み、子育てができるまちを目指すことで、高根沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）で掲げている「人口の自然増加」という難題に取り組みます。

■第一期計画の進捗

主に『教育・保育サービスの充実』に向けた取組を実施したところ、年度当初の待機児童は発生することなく、必要量の確保ができました。

また、『放課後児童健全育成事業』では、ニーズの増加に対し計画の見込みを修正し受入枠を確保するなど、適切な対応を図ることができました。



2. 基本目標1に対する施策

重点施策 ■■■

ニーズ調査の結果によると父親の育児参加が5年前よりも増えている傾向にあるものの、母親の就労機会の増加等により保育ニーズが依然として高まりつつあります。このことから、第二期計画においては、幼児期と就学期における保育ニーズに対応していくことを重点施策として実施していきます。

施策No.1-1 幼児期の教育・保育ニーズへの対応《拡充》

担当 こどもみらい課

人口の推移は少子化傾向ではありますが、幼稚園や保育所、認定こども園等の利用ニーズは増加しています。第一期計画では、年度当初の待機児童ゼロが維持できましたが、潜在的待機児童（育児休暇を延長している、特定の保育所のみ希望している等、待機児童には含めないが、保育ニーズとしてみている児童）は一定数おり、年度後半には待機児童も増えてきています。令和元年度の幼児教育・保育無償化の影響により、今後は更にニーズが加速すること考えられます。

第二期計画では、公私連携型保育所となった「たから保育園」「ひまわり保育園」を含め、定員の増加や新規の開設など民間の意向に沿うよう積極的に協議することで、保育ニーズの増加に対応できるよう、受入枠を拡充します。また、公立保育所の運営・整備についても検討していきます。

施策No.1-2 放課後健全育成事業（学童保育・学童クラブ）《拡充》

担当 こどもみらい課

幼児期の保育ニーズが増加傾向であることに比例し、就学期の学童保育のニーズも増加しています。第一期計画では学童保育の整備を積極的に行い、放課後の預かり環境を整えてきましたが、今後もニーズが更に増えることが見込まれますので、計画的に整備を行っていきます。

■ ■ 基本施策 ■ ■ ■

施策 No.	事業名	事業内容	担当課
1-3	時間外（延長）保育事業	通常の開所時間（11 時間）を延長して保育します。	こどもみらい課
1-4	病児・病後児保育事業	病後児保育（回復期の子どもの預かり）を1か所、体調不良児対応型（保護者が迎えにくるまでの看護）を4か所で実施します。	こどもみらい課
1-5	子育て支援センター事業	育児不安等についての相談指導、子育てサークル活動の応援、地域子育てサービスの情報提供などを行います。	こどもみらい課
1-6	一時的な預かり	一時保育（一時的に保育が必要な場合に、保育所で預かる）を5か所、一時預かり（幼稚園で教育時間の後に預かる）を2か所で実施します。	こどもみらい課
1-7	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と手助けしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、互いに助け合いながら、地域ぐるみで子育てを応援します。	こどもみらい課
1-8	子育て短期支援事業（ショートステイ）	家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行います。	こどもみらい課
1-9	利用者支援事業《拡充》	個々の教育・保育ニーズに沿ったサービスを選択できるように情報提供したり、相談を受けたりします。	こどもみらい課 保健センター
1-10	子育て情報の発信《拡充》	子育てや育児に関する情報誌や、町ホームページを通じて情報を発信します。今後はSNS等の活用も図ります。	こどもみらい課 保健センター
1-11	子育て相談	保健センター、こどもみらい課（こども相談員）、子育て支援センター、保育所で子育てに関する相談を行います。	こどもみらい課 保健センター
1-12	健全育成事業（児童館）	児童館2か所を設置し、遊びや学習を通じて、地域とともに子育てを行います。	こどもみらい課
1-13	赤ちゃんふれあい交流事業	次世代の「親育ち」に繋げるため、思春期にある中学生が赤ちゃんとふれあうことで、命の大切さを実感する機会をつくります。	こどもみらい課
1-14	幼小の連携	年2回、幼小連携協議会を開催し、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。	学校教育課 こどもみらい課
1-15	地域と学校の連携	「高根沢町版コミュニティ・スクール『みんなの学校』」を中心に地域とともにある学校づくりをしていきます。	学校教育課 生涯学習課
1-16	教育相談	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員による相談を行います。	学校教育課
1-17	家庭教育学習	「オピニオンリーダー」や「親学習プログラム」の指導者を育成し、地域の教育力向上を図ります。	生涯学習課

第2節 母子の健康の確保と増進【基本目標2】

1. 現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域連帯感の希薄化、共働き世帯の増加、さらには生活習慣や価値観の変化等を背景として、母親の育児不安や不妊など、母子を取り巻く健康課題が生じる中、幸福な生活を送っていくためには、安心・安全な妊娠、出産を経て、母子ともに心身が健やかな状態で乳幼児期を過ごし、その後の成長期を迎えることが大切です。

今後も、出産前から切れ目なく子育てを応援するため、関係機関や地域が連携し、妊産婦や子育て中の保護者を見守り支える体制を強化するとともに、特にサポートが必要な家庭に対しては、適切なケアを継続して行っていくことが求められています。

■ 第一期計画の進捗

『乳児家庭全戸訪問事業』など、妊娠・出産・乳幼児の育成に関する事業については、受診率や訪問率が高い状況でした。

また、『養育支援訪問事業』については、第一期計画の策定時に見込んだよりも多くのケースに対応してきました。今後も、児童虐待などを未然に防ぐために、家庭訪問等を実施していきます。



2. 基本目標2に対する施策

重点施策 ■■■

子育ては妊娠期から出産、育児期へと続いていくものですが、子どもの年齢や個々の事情により実際に必要とする子育てサービスは異なります。そこで、第二期計画においては、子育て世代を切れ目なく応援していくための事業を重点施策として位置付けます。

施策No.2-1 子育て世代包括支援センター（NIKO♡NIKO 子育て相談室）《拡充》

担当 保健センター

本町では、子育て世代包括支援センターとして「NIKO♡NIKO 子育て相談室」を設置しています。ここでは、妊娠期（母子手帳交付）～出産・育児期へと継続的なサポートを行い、産後うつや児童虐待の早期発見及び産後ケア等のサービス利用により身体的、精神的な負担や不安の軽減につなげる事業を実施しています。

令和元年度からは「生活サポート事業（ヘルパー派遣事業）」や「産後ケア事業」を新たに実施しています。

第二期計画では、新しく始めた事業の周知・定着化を図るとともに、子育てや子どもの発達等に関する悩みを解消するための相談窓口として充実するため、保健師等の職員体制を整えていきます。

施策No.2-2 不妊治療費助成事業《拡充》

担当 こどもみらい課

本町における不妊治療費に係る助成については、年齢や所得に制限を設けず、健康保険適用外のすべての不妊治療費に対する一部助成を行ってきました。

第二期計画では、総合戦略にも掲げる「人口の自然増加」の取組の1つとして、助成額と回数を拡充していきます。

■ ■ 基本施策 ■ ■ ■

施策 No.	事業名	事業内容	担当課
2-3	妊産婦医療費助成事業	妊娠した方にかかった医療費（健康保険適用分）の自己負担分を助成します。	こどもみらい課
2-4	妊婦一般健康診査事業	妊婦一般健康診査受診票を発行し、健診費用の一部を助成します。	保健センター
2-5	赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師、看護師等が家庭訪問を行います。	保健センター
2-6	養育支援訪問事業	育児相談のため家庭を訪問し、育児不安を解消するためのお手伝いをします。	こどもみらい課 健康福祉課
2-7	乳幼児健康診査事業	疾病等の早期発見や成長・発達の評価、育児相談を目的に、各種健康診査を行います。	保健センター
2-8	任意予防接種事業	接種が任意であるインフルエンザの予防接種について、中学3年生まで費用の一部を助成します。 また、風しん抗体価が低く妊娠を希望する女性や配偶者に対しても費用の一部を助成します。	保健センター
2-9	食育、地産地消	「食育、地産地消推進行動計画」に基づき、地産地消を推進するとともに、食育をとおして心身の健康増進を図ります。	学校教育課



第3節 子育てしやすい生活環境や職場環境の充実【基本目標3】

1. 現状と課題

子育てしやすい生活環境の整備として、公共空間のインフラ整備や防犯体制の整備など、子どもや妊婦、乳幼児を連れた人が安心して外出できる環境や安全な子育て環境の整備を推進していく必要があります。

また、子育てしやすい職場環境の整備については、平成30年6月に「働き方改革関連法」が可決され、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律が令和2年4月に施行されるなど、「働き方」を見直し、必要な措置、対応が求められており、本町としても、より積極的な企業への働きかけを推進していく必要があります。

■ 第一期計画の進捗

『子どもの安全確保』に向けた取組では、通学路の危険箇所に関する合同点検を実施しており、令和元年度には保育所の散歩路等の危険箇所も加えて対応しました。

また、『仕事と子育ての両立の促進』に向けた取組として掲げられていた「企業への働きかけ」については、成果が見えにくいため、今後も仕組みを検討していく必要があります。



2. 基本目標3に対する施策

重点施策 ■■■

ニーズ調査の結果にもあるように、安心・安全に子育てできる環境であることは、子育てに関することで最も望まれていることの1つであり、本町のこれまでの施策においても、安心・安全なまちづくりを念頭において進めてきました。このことから、第二期計画においては、安心して外出できるよう地域で子育てできる環境づくりを重点事業として実施していきます。

施策No.3-1 通学路安全プログラム《拡充》

担当 学校教育課・こどもみらい課・地域安全課・都市整備課

本町では、警察や、国道・県道の道路管理者といった関係機関と連携し、小学生の通学路の安全確保に向けて、「高根沢町通学路安全プログラム」としてPDCAサイクルに基づいて、毎年合同安全点検を実施してきました。令和元年度からは、保育所の散歩路等の危険箇所についても、このプログラムによる点検を行いました。

第二期計画では、新たに加わった保育所部分についての点検も毎年実施することにより、対応策についても着実に実施していきます。

施策No.3-2 子育てバリアフリー《拡充》

担当 保健センター・生涯学習課・都市整備課・総務課

妊婦や子育て家庭が利用する施設として、保健センター・改善センター・役場本庁舎などの町有施設について、授乳室の設置や、受動喫煙防止の強力に推進するための敷地内全面禁煙など、子育てに関するバリアフリーとなるよう積極的に整備してきました。

第二期計画では、授乳室を設置する施設などを「赤ちゃんの駅」として登録し、周知することで、子育て家族が外出時に安心して利用しやすい環境作りを行っていきます。

施策No.3-3 企業への働きかけ《拡充》

担当 産業課

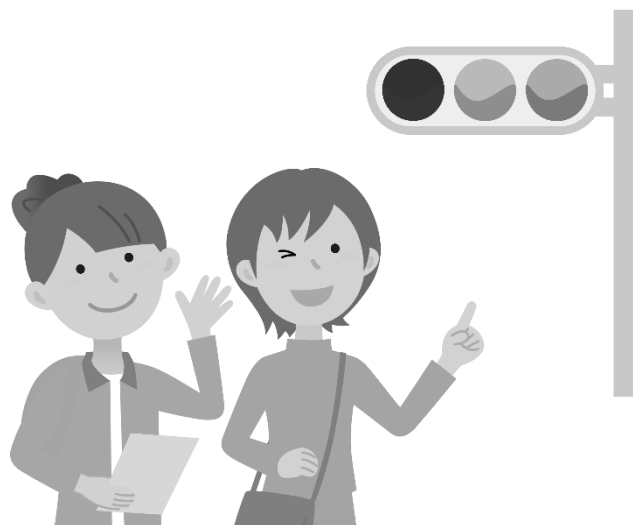
ニーズ調査の結果では、5年前に比べれば父親の育児参加については少しずつ進んでいるようですが、育児休業の取得などについては、まだまだ低い状況にあります。

本町では、町外で働く人も多いため、栃木県や近隣市町と連携して企業に働きかけることで、働きながら子育てすることについての理解と協力を得る必要があります。

本町では、栃木県や近隣市町と共同で「とちぎ女性・高齢者等新規就業支援事業」やセミナー・相談会を開催し、働く人への働きかけを行ってきましたが、第二期計画においては、子育てサポートに積極的な企業をPRするなど、企業の活動についても後押ししていきます。

■■ 基本施策 ■■■

施策 No.	事業名	事業内容	担当課
3-4	自主防犯活動	地域の子どもの安全を守る活動として、自主防犯団体協議会や、各小学校のスクールガード、青色灯防犯パトロール等を実施します。	学校教育課 地域安全課
3-5	交通安全・防犯・防災への意識啓発	交通安全教室や防犯教室、小・中学校への防犯カメラの設置、防犯ブザーの配布などを行います。 防災に関しては、マイ・タイムライン講座を授業に取り入れ自主防災行動ができるようにしていきます。	学校教育課 地域安全課 こどもみらい課



第4節 援護を必要とする子どもと子育て家庭への支援【基本目標4】

1. 現状と課題

障がい、虐待、ひとり親家庭など、子育てをめぐる家庭の状況は様々ですが、すべての子どもの人権が尊重され、安定した家庭環境づくりができるよう、家庭の状況に応じて生活や就労を応援するなど、経済的な施策等の充実により総合的に自立できるよう推進していくことが求められています。

なお、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、子どもの貧困対策の一層の推進が求められています。本町の子育て世帯においても、ひとり親家庭や経済的・精神的な援護が必要な家庭に対する施策の強化が必要です。

■第一期計画の進捗

『子育て家庭への経済的支援』に向けた取組として掲げられていた「保育料の経済的支援」により保育料の減免等を行ってきましたが、令和元年10月より幼児教育・保育無償化が開始され、3歳児クラス以上の保育料は無償となりました。

今後は新たな視点で経済的に応援する仕組みを検討していく必要があります。



2. 基本目標4に対する施策

重点施策 ■■■

援護を必要とする子どもと子育て家庭へは、その個々の事情に応じて多岐に渡りサポートしています。第二期計画においては、個々の施策を総合する拠点と、貧困対策を重点施策として実施します。

施策No.4-1 子ども家庭総合支援拠点《新規》

担当 こどもみらい課・保健センター

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整を行うために「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに設置します。

子ども家庭総合支援拠点には、専門的な資格をもつ職員を常時2名配置し、児童相談所やその他の関係機関等との連絡調整を行う調整担当者を配置し、「要保護児童対策調整機関」の機能を担うものとします。

また、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（施策No.2-1参照）が適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて対応し、継続してサポートが行えるような体制を構築します。

施策No.4-2 子どもの貧困対策《新規》

担当 こどもみらい課・健康福祉課

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

現在の主な取組は、教育を応援するための「学びの教室」の実施であり、要保護世帯や準要保護世帯などの児童・生徒に対し、学習や進学などの助言等を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図っています。

また、生活困窮等の理由で食べ物に困っている方へ食糧を無償提供する活動として「フードバンクたかねざわ」を運営している高根沢町社会福祉協議会と連携しながら、貧困やネグレクト等により十分な食事をとることができない子どもへ食糧を提供しています。

施策No.4-3 出産や入学のお祝い《新規》

担当 こどもみらい課

子どもの誕生を祝福するとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、出産と小・中学校の入学などの節目にお祝いする仕組みを検討します。

■ ■ 基本施策 ■ ■ ■

施策 No.	事業名	事業内容	担当課
4-4	児童虐待防止	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら要保護児童等へ適切に関わることで、児童虐待の防止を図ります。	こどもみらい課 学校教育課 健康福祉課 保健センター
4-5	子どもの権利擁護	「特定非営利活動法人次世代たかねざわ」を中心に、民生児童委員の協力のもと、オレンジリボンキャンペーンを行います。	こどもみらい課 健康福祉課
4-6	障がいのある子どもに関する相談	保健師による療育相談、障害児者生活支援センター「すまいる」、障害者相談支援センター「いぶき」の相談支援専門員による相談、学校教育課による就学相談を行います。	こどもみらい課 学校教育課 健康福祉課 保健センター
4-7	就学児デイサービス（障がい児）	児童館きのこのもり内で、障害児者生活支援センター「すまいる」による就学児デイサービスを行います。	こどもみらい課 健康福祉課
4-8	ひとり親家庭への応援	自立のための就労の応援や、児童扶養手当や貸付金などの経済的な応援、一時的に日常生活の手助けなど、県が実施する事業の窓口となります。	こどもみらい課
4-9	児童手当	15歳までの子どもを養育している方に支給します。	こどもみらい課
4-10	こども医療費助成事業	18歳までの子どもにかかった医療費（健康保険適用分）の自己負担分を助成します。	こどもみらい課
4-11	実費徴収補足給付事業	幼稚園の利用者のうち、保護者の世帯所得等の状況を勘案して、副食費の一部又は全額を助成します。	こどもみらい課
4-12	就学援助	経済的な理由で就学が困難な世帯に対し、学校で必要な費用の一部を助成します。	学校教育課



高根沢町の子育て支援一覧

切れ目のない、さまざまな取組で子育てを応援します！

妊娠期・出産

施策No.2-2

不妊治療費助成事業 ㊦
治療費の1/2を助成します。

施策No.2-3

妊産婦医療費助成事業 ㊦
医療費の保険適用分を一部助成します。

施策No.2-4

妊婦一般健康診査事業 保
14回分の産前健診を一部助成します。
※産前サポートや産後健診、産後ケア事業もあります。

施策No.2-8

任意予防接種事業 保
妊娠希望の女性、妊婦および配偶者の予防接種費用を助成します。



乳幼児期

施策No.1-6

一時的な預かり ㊦
一時保育事業（保育所）
一時預かり事業（幼稚園）

施策No.2-5

赤ちゃん訪問事業 保
生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に保健師等が訪問します。

施策No.1-8

子育て短期支援事業（ショートステイ） ㊦
保護者の病気などで、家庭で子どもを一時的に養育することができなくなったときに、乳児院・児童養護施設において子どもをお預かりします。

施策No.2-8

任意予防接種事業 保
定期予防接種費用は全額助成していますが、任意予防接種費用も一部助成しています。なお、インフルエンザの予防接種費用は生後6か月から中学3年生までが対象です。

施策No.4-9

児童手当 ㊦
15歳までの児童を養育している方に支給します。

施策No.4-8

ひとり親家庭への応援 ㊦
遺児手当…父母の一方または両方が死亡した児童に15歳まで支給します。
ひとり親家庭医療費助成事業…18歳までの児童がいるひとり親家庭の医療費の保険適用分を一部助成します。

施策No.4-10

こども医療費助成事業 ㊦
18歳まで医療費の保険適用分を助成します。県内は、医療機関の窓口での自己負担の支払いがない現物給付です。

施策No.1-3

時間外（延長）保育事業 ㊦

施策No.1-4

病児・病後児保育事業 ㊦

施策No.2-7

乳幼児健康診査事業 保
乳幼児の健康診査を行います。

施策No.1-7

ファミリー・サポート・センター事業 ㊦
互いに助け合いながら、地域ぐるみで子育てを応援します。

施策No.1-2

放課後健全育成事業（学童保育・学童クラブ） ㊦

施策No.4-12

就学援助 学
経済的に困っている家庭に、学校教育に必要な費用の一部を助成します。

施策No.4-7

就学児デイサービス（障がい児） ㊦ 健

施策No.4-2

子どもの貧困対策（学びの教室） 健

★…子どもの貧困対策事業



相談体制

施策No.2-1

子育て世代包括支援センター（NIKO♡NIKO 子育て相談室） 保
子育てや子どもの発育・発達等に関する悩みを解消するための相談を行います。母子手帳の交付や各種教室等も実施しています。

施策No.4-1

子ども家庭総合支援拠点 ㊦ 保
一般子育てに関する相談から養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談まで、子ども家庭等に関する相談全般に応じます。

施策No.1-5

子育て支援センター事業 ㊦
育児不安等についての相談指導を行います。

施策No.1-16

教育相談 学
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員による相談を行います。

施策No.4-6

障がいのある子どもに関する相談 ㊦ 学 健 保

お問い合わせ窓口

㊦ こどもみらい課
☎028-675-6466

保 保健センター
☎028-675-4559

学 学校教育課
☎028-675-1037

健 健康福祉課
☎028-675-8105

第5節 計画における「量の見込み」と「確保の内容」

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法第61条」により、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域について、国の考え方は以下のようになっています。

【区域設定における主な国の考え】

（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、市町村域全体等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

(2) 高根沢町における提供区域の設定

本町では、町全体を一つの提供区域として設定します。

「量の見込み」「確保の内容」について

「量の見込み」とは、「幼児期の学校教育・保育」など特定の事業について、将来どのくらいのニーズ（需要）があるかを推計したものです。

「確保の内容」は、「量の見込み」に対し、いつ・どのくらい提供（供給）するかを示すものです。

国は数値の算出に係る考え方を示し、各市町村が算出した数値について都道府県が整合性を図り、都道府県の策定する「子ども・子育て支援プラン」に反映します。

2. 量の見込みと確保の内容

施策No.1-1 幼児期の教育・保育二ーズへの対応 … P16

■量の見込みと確保の内容

幼児期の学校教育・保育	令和元年度実績(4/1現在)					令和2年度(1年目)				
	教育		保育			教育		保育		
	1号認定 (3~5歳) 学校教育のみ	2号認定 (3~5歳) 学校教育の利用 希望が強い	2号認定 (3~5歳) 保育の必要 性あり	3号認定		1号認定 (3~5歳) 学校教育のみ	2号認定 (3~5歳) 学校教育の利用 希望が強い	2号認定 (3~5歳) 保育の必要 性あり	3号認定	
			(0歳) 保育の必要 性あり	(1・2歳) 保育の必要 性あり				(0歳) 保育の必要 性あり	(1・2歳) 保育の必要 性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)(A)		262	429	48	235	180	65	426	46	250
広域受託(B)		24	4	0	3	10	3	1	0	3
①必要利用定員総数(A+B)		286	433	48	238	190	68	427	46	253
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	345	420	55	208	497	68	420	55	208
	地域型保育事業			5	14				5	14
③広域委託		43	6	1	6	36	5	10	0	9
②+③-①		102	-7	13	-10	343	5	3	14	-22
教育・保育の別		102			-4	348				-5

幼児期の学校教育・保育	令和3年度(2年目)					令和4年度(3年目)					
	教育		保育			教育		保育			
	1号認定 (3~5歳) 学校教育のみ	2号認定 (3~5歳) 学校教育の利用 希望が強い	2号認定 (3~5歳) 保育の必要 性あり	3号認定		1号認定 (3~5歳) 学校教育のみ	2号認定 (3~5歳) 学校教育の利用 希望が強い	2号認定 (3~5歳) 保育の必要 性あり	3号認定		
			(0歳) 保育の必要 性あり	(1・2歳) 保育の必要 性あり				(0歳) 保育の必要 性あり	(1・2歳) 保育の必要 性あり		
量の見込み(必要利用定員総数)(A)	168	61	422	55	247	156	57	417	61	252	
広域受託(B)	10	3	2	0	3	10	3	1	0	3	
①必要利用定員総数(A+B)	178	64	424	55	250	166	60	418	61	255	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	501	64	440	58	219	505	60	446	70	231
	地域型保育事業				6	18				6	18
③広域委託	34	4	6	0	9	32	4	6	0	9	
②+③-①	357	4	22	9	-4	371	4	34	15	3	
教育・保育の別		361			27		375			52	

幼児期の学校教育・保育	令和5年度(4年目)					令和6年度(5年目)					
	教育		保育			教育		保育			
	1号認定 (3~5歳) 学校教育のみ	2号認定 (3~5歳) 学校教育の利用 希望が強い	2号認定 (3~5歳) 保育の必要 性あり	3号認定		1号認定 (3~5歳) 学校教育のみ	2号認定 (3~5歳) 学校教育の利用 希望が強い	2号認定 (3~5歳) 保育の必要 性あり	3号認定		
			(0歳) 保育の必要 性あり	(1・2歳) 保育の必要 性あり				(0歳) 保育の必要 性あり	(1・2歳) 保育の必要 性あり		
量の見込み(必要利用定員総数)(A)	155	56	438	68	260	149	54	447	75	259	
広域受託(B)	9	3	2	0	3	9	2	1	0	3	
①必要利用定員総数(A+B)	164	59	440	68	263	158	56	448	75	262	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	506	59	446	70	231	509	56	455	75	237
	地域型保育事業				6	18				6	18
③広域委託	32	4	10	0	14	31	4	10	0	14	
②+③-①	374	4	16	8	0	382	4	17	6	7	
教育・保育の別		378			24		386			30	

施策No. 1 - 2 放課後健全育成事業（学童保育・学童クラブ） … P 16

■量の見込みと確保の内容

放課後児童健全育成事業			平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
①量の 見込み	低学年	人/年	315	328	342	357	372	387
	高学年	人/年	99	105	110	117	123	130
	合計	人/年	414	433	452	474	495	517
	か所		9	10	10	11	11	12
②確保の内容		人/年	414	433	452	474	495	517
		か所	9	10	10	11	11	12
②-①		人/年	0	0	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0	0	0

施策No. 1 - 3 時間外（延長）保育事業 … P 17

■量の見込みと確保の内容

時間外（延長）保育事業		平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)	
①量の 見込み	人/年	280	312	315	318	322	325	
	か所	8	8	8	8	8	8	
②確保の内容		人/年	280	312	315	318	322	325
		か所	8	8	8	8	8	
②-①		人/年	0	0	0	0	0	
		か所	0	0	0	0	0	

施策No. 1 - 4 病児・病後児保育事業 … P 17

■量の見込みと確保の内容

病後児保育事業		平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
①量の 見込み	人日/年	24	24	24	24	25	25
	か所	1	1	1	1	1	1
②確保の内容		人日/年	24	24	24	25	25
		か所	1	1	1	1	1
②-①		人日/年	0	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保の内容

体調不良児対応型		平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
①量の 見込み	人日/年	418	418	418	419	419	419
	か所	4	4	4	4	4	4
②確保の内容		人日/年	418	418	418	419	419
		か所	4	4	4	4	4
②-①		人日/年	0	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0	0

施策No.1-5 子育て支援センター事業 … P17

■ 量の見込みと確保の内容

子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)		平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
①量の見込み	人回/年	8,171	8,165	8,160	8,154	8,149	8,143
	か所	3	4	4	4	4	4
②確保の内容	人回/年	8,171	8,165	8,160	8,154	8,149	8,143
	か所	3	4	4	4	4	4
②-①	人回/年	0	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0

施策No.1-6 一時的な預かり … P17

①一時保育事業

■ 量の見込みと確保の内容

一時保育事業		平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	1,487	1,485	1,483	1,481	1,479	1,477
	か所	5	5	6	6	6	6
②確保の内容	人日/年	1,487	1,485	1,483	1,481	1,479	1,477
	か所	5	5	6	6	6	6
②-①	人日/年	0	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0

②一時預かり事業

■ 量の見込みと確保の内容

一時預かり事業		平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	9,870	9,035	8,270	7,571	6,930	6,344
	か所	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	人日/年	9,870	9,035	8,270	7,571	6,930	6,344
	か所	2	2	2	2	2	2
②-①	人日/年	0	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0

施策No.1-7 ファミリー・サポート・センター事業 … P17

■ 量の見込みと確保の内容

ファミリー・サポート・センター事業		平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	182	182	182	182	182	182
	か所	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	人日/年	182	182	182	182	182	182
	か所	1	1	1	1	1	1
②-①	人日/年	0	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0

施策No.1-8 子育て短期支援事業（ショートステイ） … P17

■量の見込みと確保の内容

子育て短期支援事業 （ショートステイ）		平成30年度 実績	令和2年度 （1年目）	令和3年度 （2年目）	令和4年度 （3年目）	令和5年度 （4年目）	令和6年度 （5年目）
①量の見込み	人日/年	42	53	53	53	53	53
	か所	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	人日/年	42	53	53	53	53	53
	か所	0	0	0	0	0	0
②-①	人日/年	0	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0

施策No.1-9 利用者支援事業 … P17

■量の見込みと確保の内容

利用者支援事業			平成30年度 実績	令和2年度 （1年目）	令和3年度 （2年目）	令和4年度 （3年目）	令和5年度 （4年目）	令和6年度 （5年目）
①量の見込み	基本型・特定型	か所	0	2	2	2	2	2
	母子保健型	か所	0	1	1	1	1	1
②確保の内容	基本型・特定型	か所	0	2	2	2	2	2
	母子保健型	か所	0	1	1	1	1	1
②-①		か所	0	0	0	0	0	0

施策No.2-4 妊婦一般健康診査事業 … P20

■量の見込みと確保の内容

妊婦健康診査		平成30年度 実績	令和2年度 （1年目）	令和3年度 （2年目）	令和4年度 （3年目）	令和5年度 （4年目）	令和6年度 （5年目）
①量の見込み	人回/年	2,903	2,840	2,779	2,719	2,661	2,603
②確保の内容	人回/年	2,903	2,840	2,779	2,719	2,661	2,603
②-①		人回/年	0	0	0	0	0

施策No.2-5 赤ちゃん訪問事業 … P20

■量の見込みと確保の内容

赤ちゃん訪問事業		平成30年度 実績	令和2年度 （1年目）	令和3年度 （2年目）	令和4年度 （3年目）	令和5年度 （4年目）	令和6年度 （5年目）
①量の見込み	人/年	254	229	241	237	233	229
②確保の内容	人/年	254	229	241	237	233	229
②-①		人/年	0	0	0	0	0

施策No.2-6 養育支援訪問事業 … P20

■ 量の見込みと確保の内容

養育支援訪問事業		平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
①量の見込み	人/年	151	151	151	151	151	151
②確保の内容	人/年	151	151	151	151	151	151
②-①	人/年	0	0	0	0	0	0

施策No.4-11 実費徴収補足給付事業 … P26

■ 確保の内容

実費徴収補足給付事業	平成30年度 実績	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
確保の内容	—	実施	実施	実施	実施	実施



第4章 推進体制

第4章 推進体制

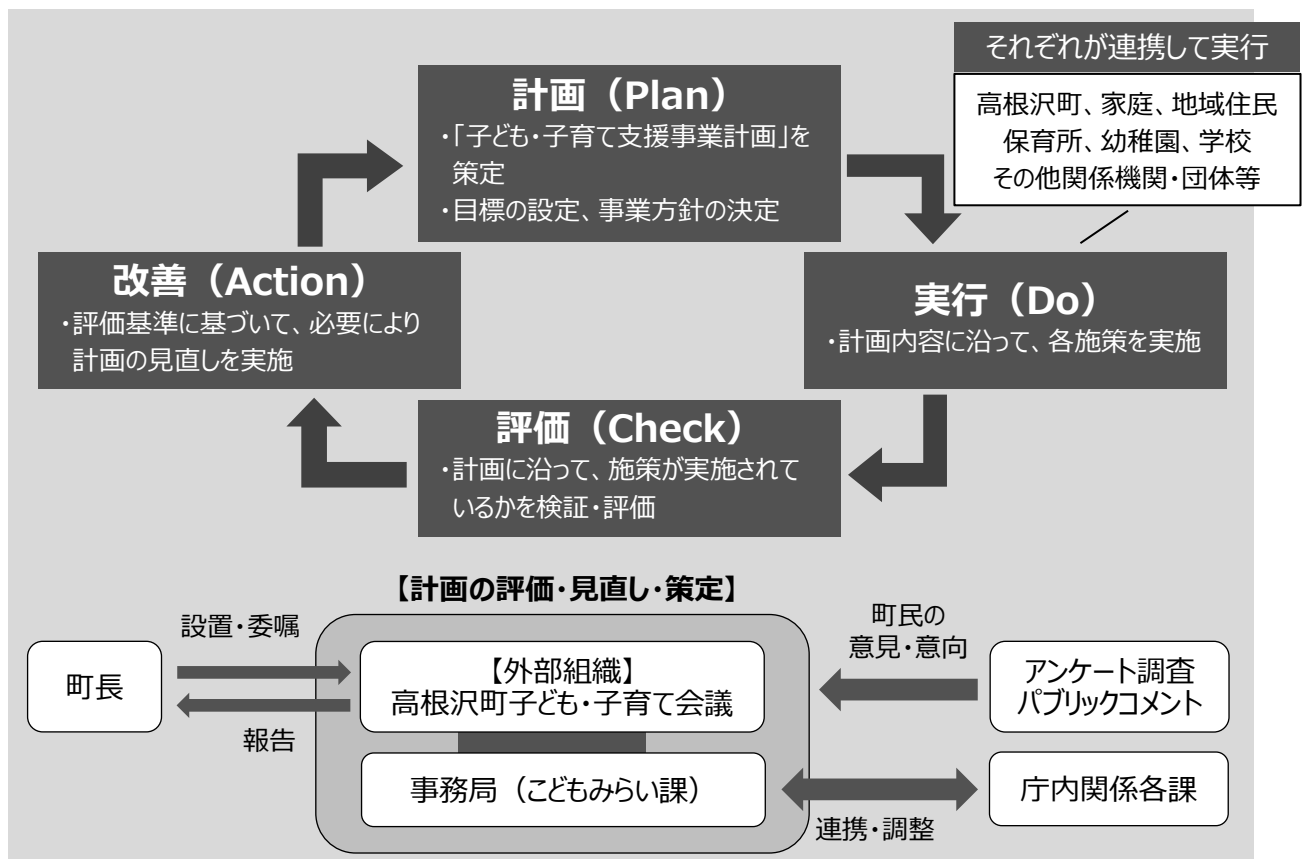
第1節 計画の推進に向けて

本計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。

計画の推進にあたっては、町全体として子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域住民、その他関係機関・団体等の連携をさらに強化していく必要があります。また、計画を住民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取組について広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報について、情報提供を行い住民への周知・啓発を図ります。

第2節 計画の評価・検証

今後は、各種施策及び本計画の実効性を高めるため、計画・実行・点検（評価）・改善のPDCAサイクルを活用し、高根沢町子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。



資料編

資料編

第1節 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 統計にみる高根沢町の状況

(1) 人口

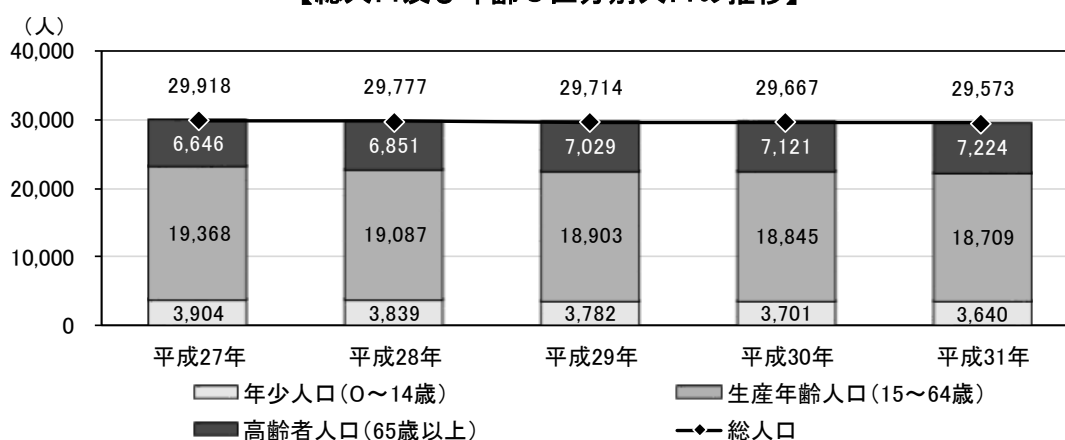
■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、平成31年で29,573人と、平成27年の29,918人と比べて345人の減少となっています。

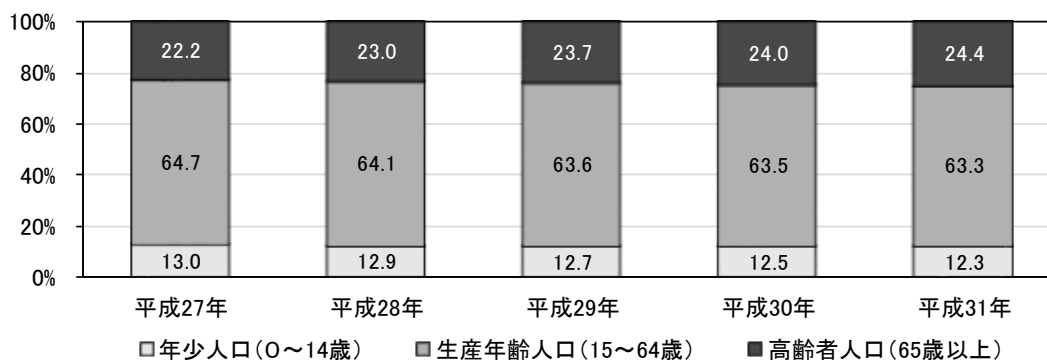
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しています。平成31年の年少人口は3,640人と、平成27年の3,904人と比べて264人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、平成31年で年少人口が12.3%、生産年齢人口が63.3%、高齢者人口が24.4%となっています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

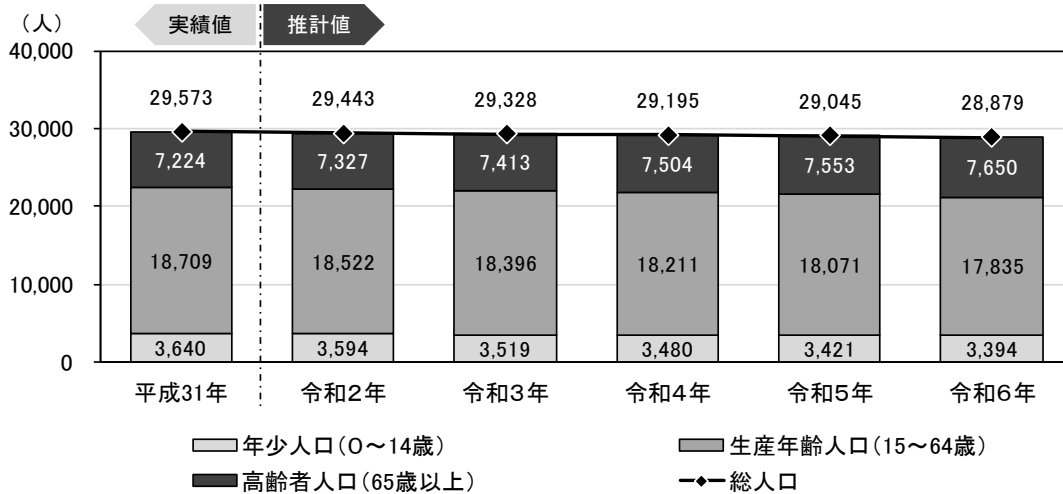
※単位未満は四捨五入してあるため、構成比が100.0%にならない場合があります。

■ 年齢3区分別人口推移の推計値

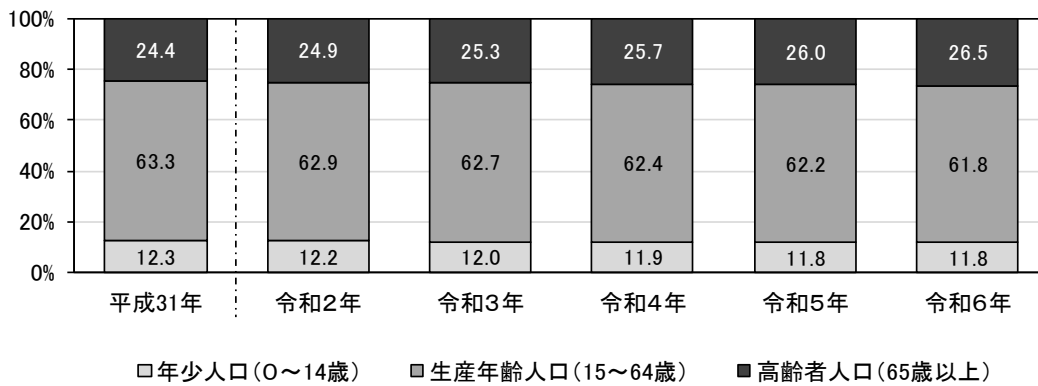
本町の人口推計を見ると、令和6年には、総人口が28,879人で、年少人口が3,394人となることが予測されます。

年齢3区分別人口の構成比を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和6年には高齢化率は26.5%と予測されます。

【年齢3区分別人口推移の推計値】



【年齢3区分別人口構成比】



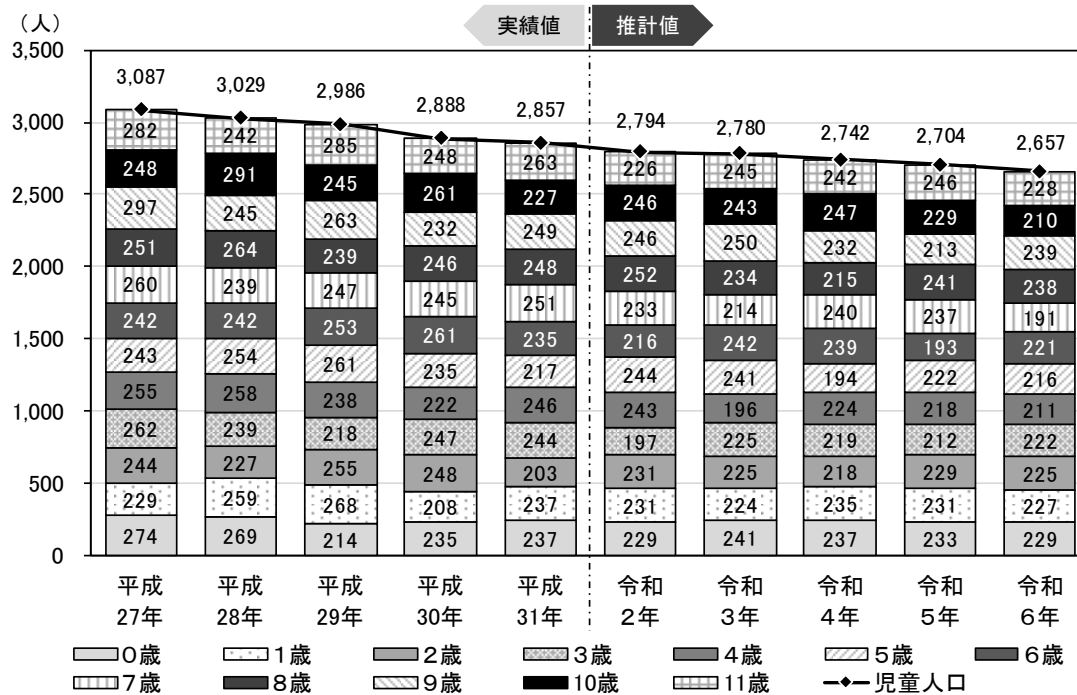
資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口（平成31年4月1日現在）
令和2年以降は、過去5年間の高根沢町住民基本台帳人口及び外国人登録人口の推移を基にコーホート変化率法により推計した予測値

※単位未満は四捨五入してあるため、構成比が100.0%にならない場合があります。

■ 0～11歳児童人口推移の推計値

本町における11歳までの将来の児童数は、令和6年には2,657人となることが予測されます。本計画期間である令和2年から令和6年までの5年間で137人程度の児童が減少すると予測されます。

【0～11歳児童人口推移の推計値】



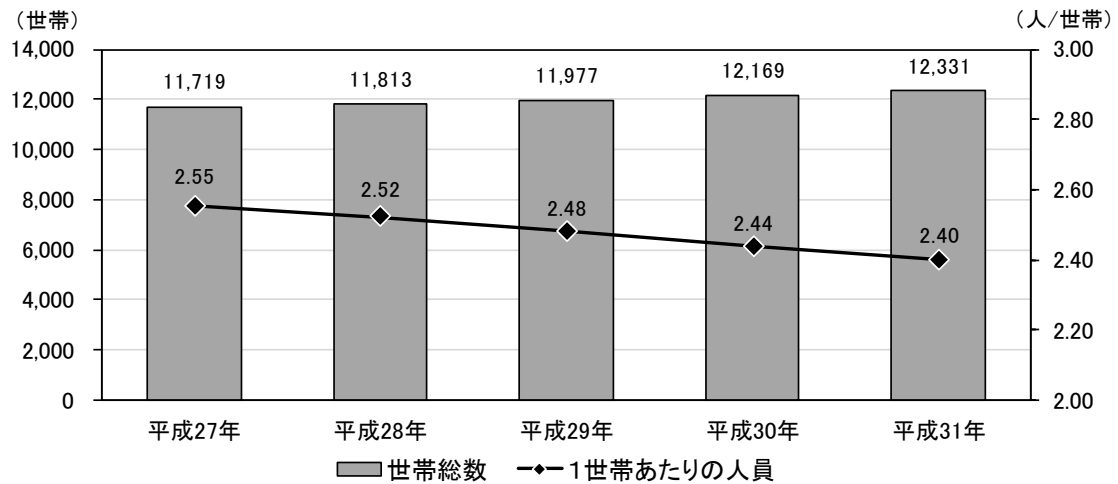
資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）
令和2年以降は、過去5年間の高根沢町住民基本台帳人口及び外国人登録人口の推移を基にコーホート変化率法により推計した予測値

■世帯数と1世帯あたりの人員の推移

本町の世帯数は、増加傾向で推移し、平成31年で12,331世帯と、平成27年の11,719世帯と比べて612世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、平成31年は2.40人/世帯となっています。

【世帯数と1世帯あたりの人員の推移】



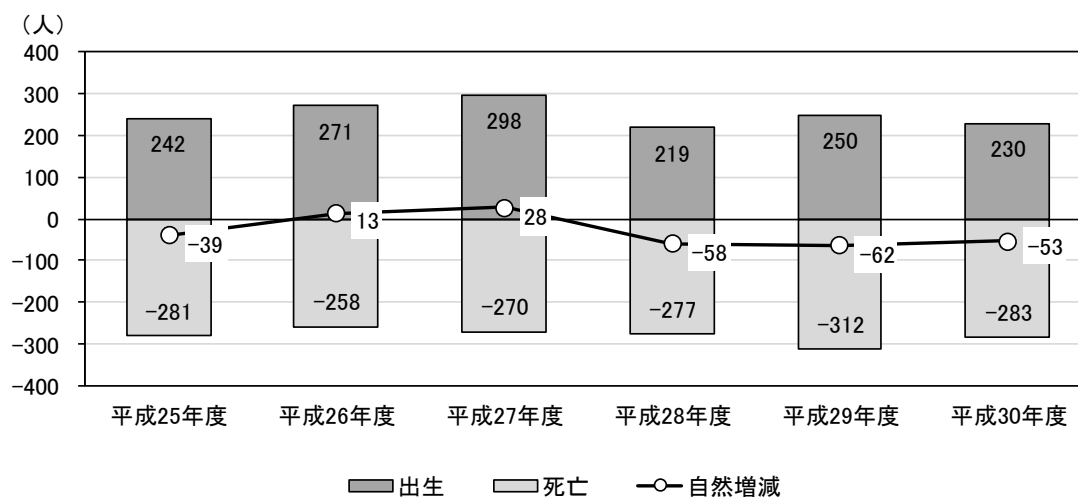
資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

(2) 人口動態の推移

■ 自然動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、平成 28 年度以降マイナスで推移しており、平成 30 年度は 53 人のマイナスとなっています。

【出生数及び死亡数の推移】

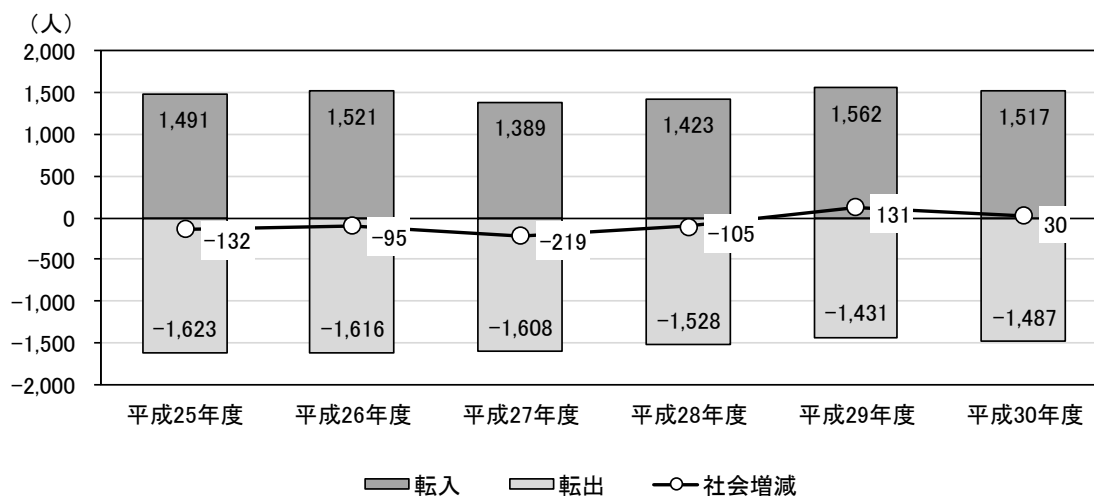


資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口

■ 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成 29 年度以降プラスで推移しており、平成 30 年度は 30 人のプラスとなっています。

【転入者数及び転出者数の推移】

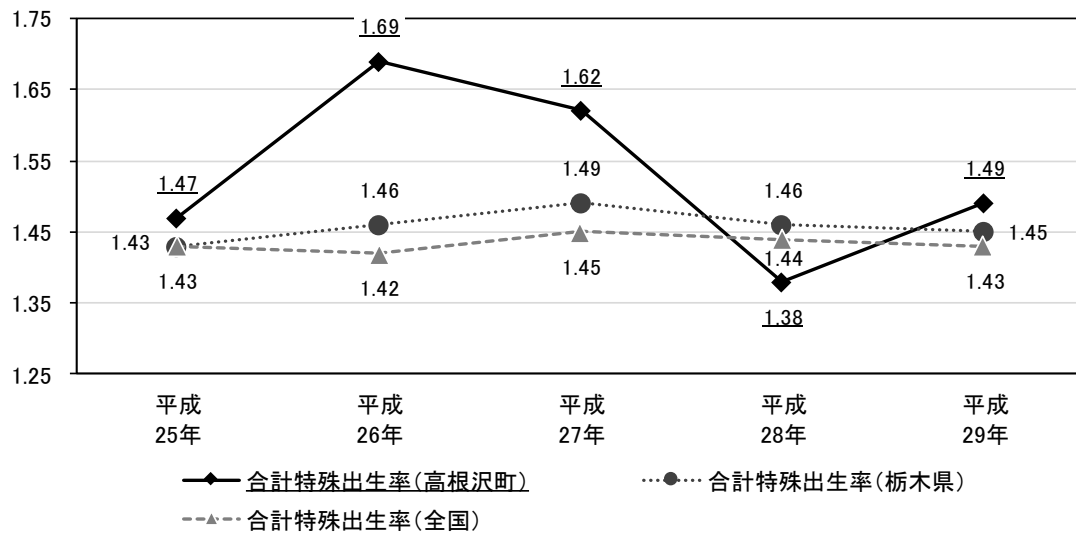


資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口

■ 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成 28 年を除いて国や県の平均を上回って推移しており、平成 29 年には 1.49 となっています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：栃木県保健統計年報

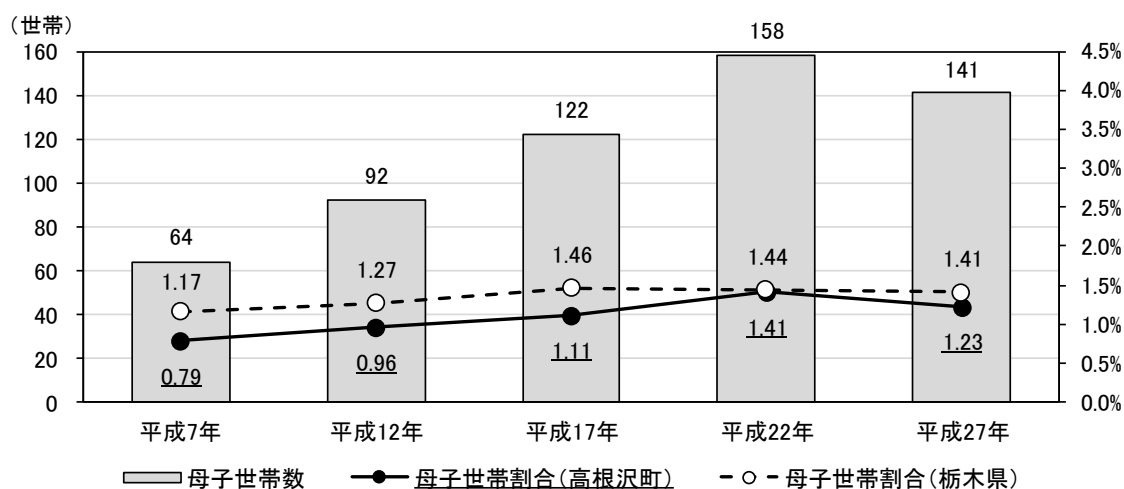
(3) 家族の状況

■ひとり親世帯数の推移

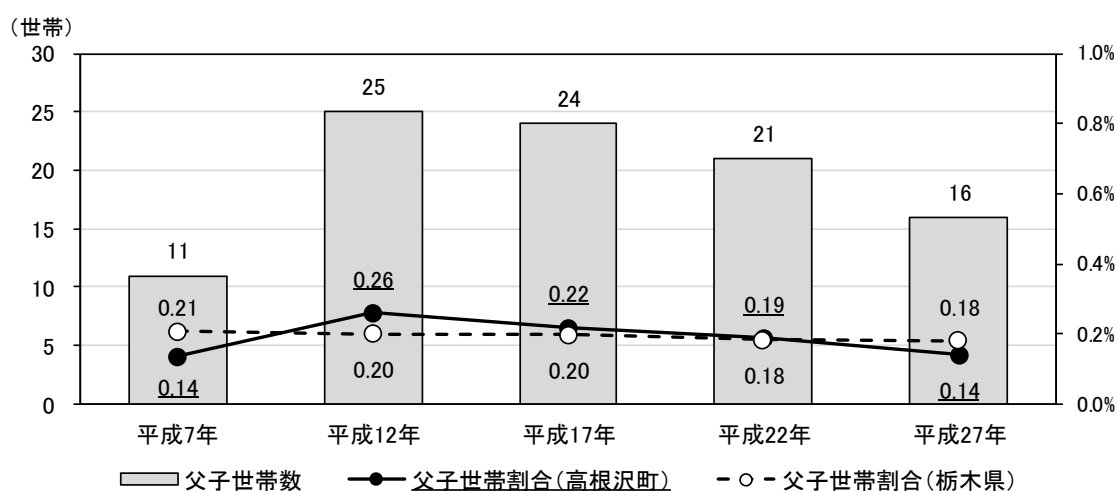
本町の母子世帯数は、平成27年で141世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、平成27年で1.23%となっており、栃木県を下回る割合となっています。

本町の父子世帯数は、平成27年で16世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、平成27年で0.14%となっており、栃木県を下回る割合となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】

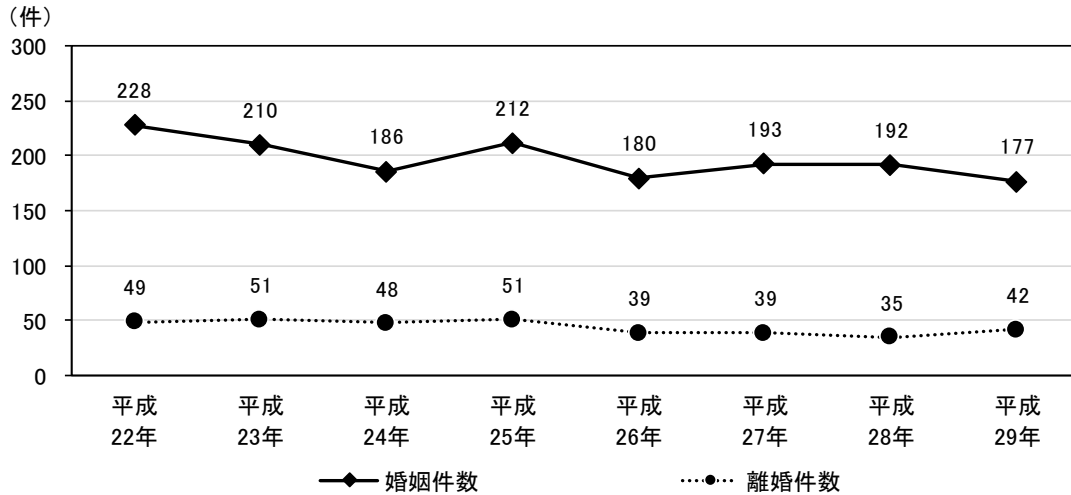


資料：国勢調査

■ 婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成29年で177件と平成22年の228件と比べて51件の減少となっています。離婚件数は、おおむね横ばいで推移し、平成29年で42件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

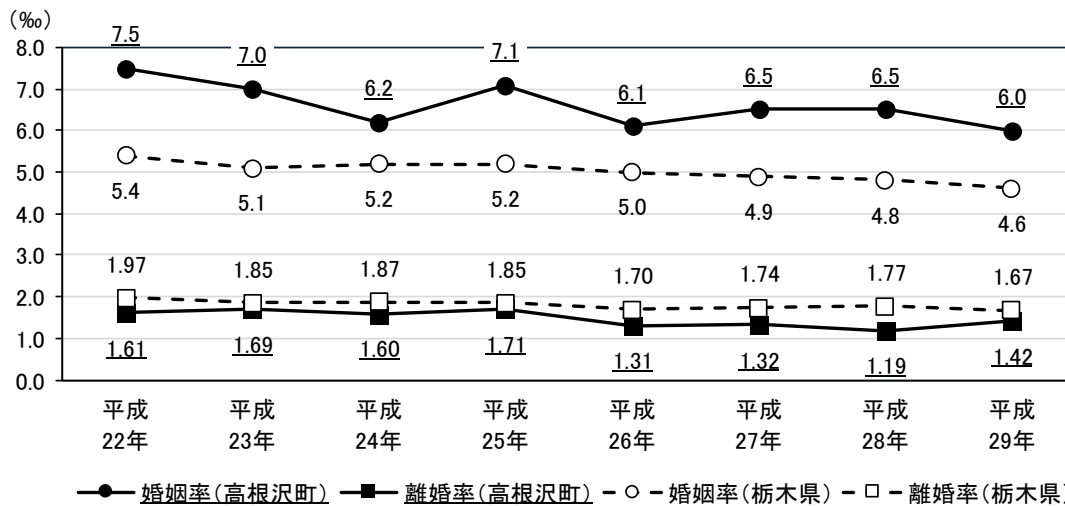


資料：栃木県保健統計年報

■ 婚姻率・離婚率の推移

本町の婚姻率は、平成29年で6.0となっており、栃木県を上回る数値となっています。離婚率は、平成29年で1.42となっており、栃木県を下回る数値となっています。

【人口千対の婚姻率・離婚率の推移】

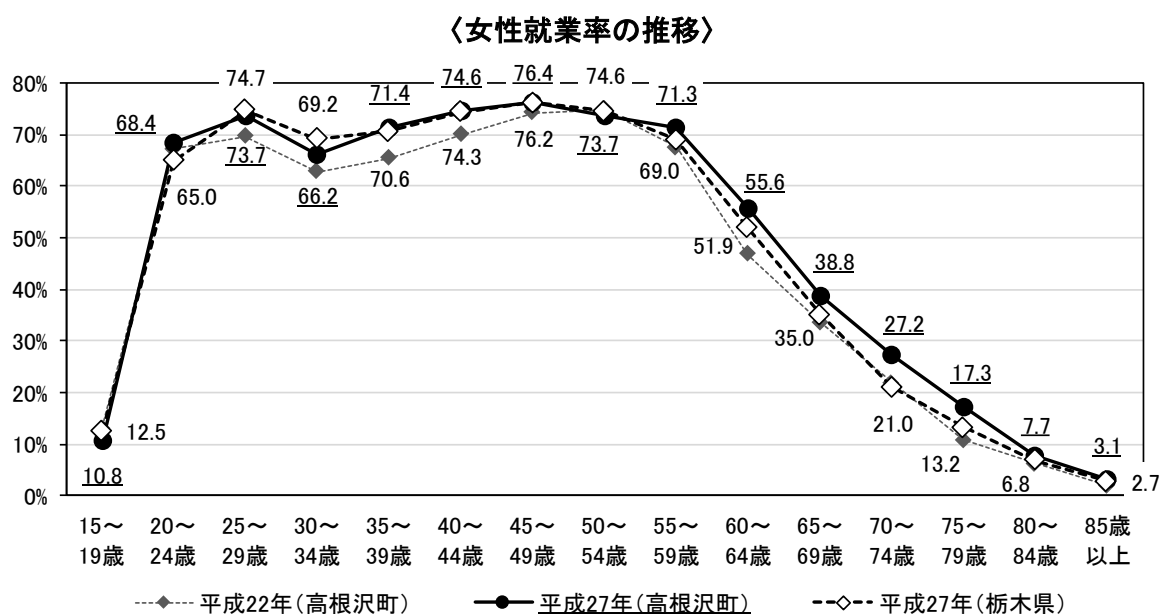


資料：栃木県保健統計年報

(4) 就労状況

■ 女性就業率

本町の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成22年から平成27年にかけて、M字カーブの底が上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。平成27年の30歳代の女性就業率は、栃木県とおおむね同程度の割合となっています。



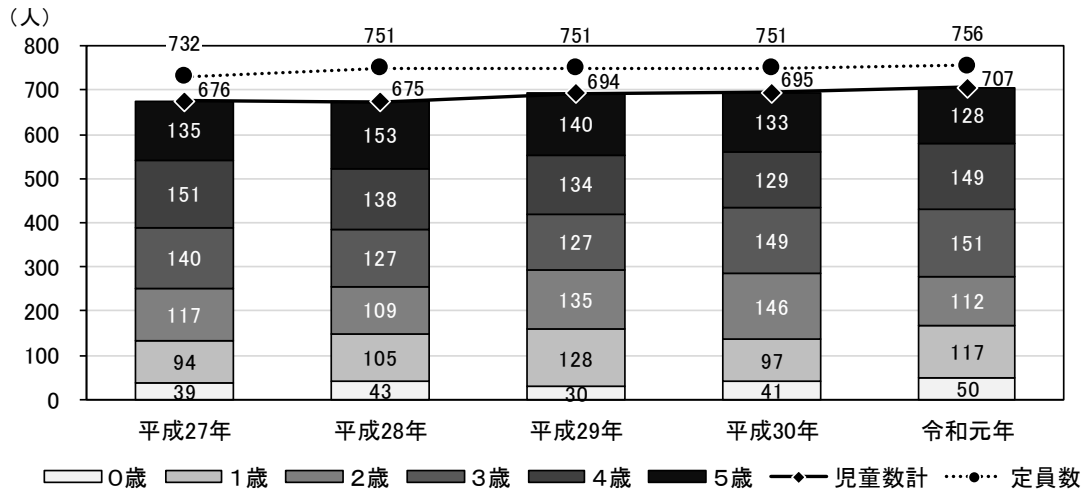
資料：国勢調査（数値は平成27年の高根沢町と栃木県のみ表示）

(5) 保育所の状況

令和元年5月1日現在、町内には認可保育所が7か所と小規模保育事業が1か所あり、入所児童数は増加傾向で推移し、令和元年は707人と、平成27年の676人と比べて31人の増加となっています。

入所定員は平成28年以降ほぼ横ばいとなっており、過去5年間ではいずれの年も入所児童数が定員を下回っています。

【年齢別保育所入所児童数の推移】



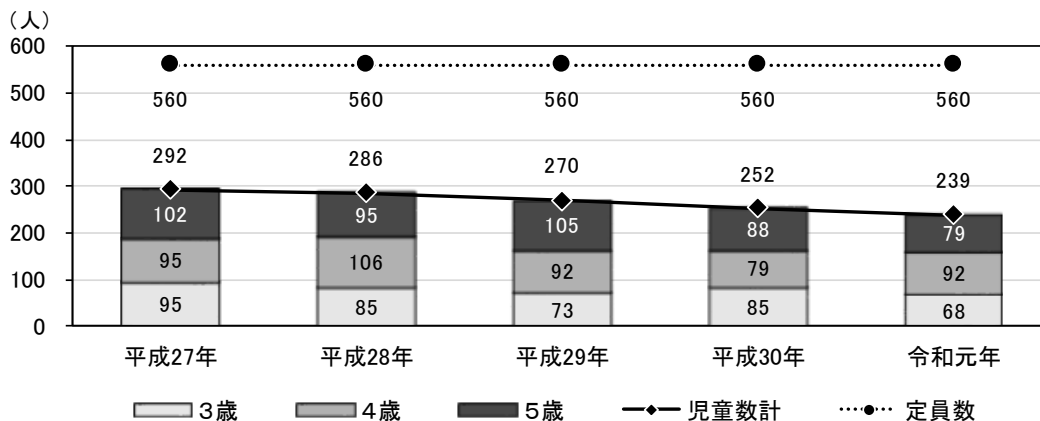
資料：高根沢町こどもみらい課（各年5月1日現在）

(6) 幼稚園の状況

令和元年5月1日現在、町内には幼稚園が2か所あり、入園児童数は減少傾向で推移し、令和元年は239人と、平成27年の292人と比べて53人の減少となっています。

入所定員は毎年560人で、過去5年間ではいずれの年も入園児童数が定員を下回っており、平成29年以降は入園児童数が定員の半分以上となっています。

【年齢別幼稚園入園児童数の推移】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

2. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要

(1) 調査の概要

「第二期高根沢町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、町民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

■ 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童調査	900人	無作為抽出した町内在住の就学前児童の保護者
②小学校児童調査	600人	無作為抽出した町内在住の小学校児童の保護者

■ 実施概要

- 調査地域：高根沢町全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成31年1月7日～平成31年1月21日

※ただし、平成31年2月1日到着分までを集計に反映

■ 回収結果

調査区分	調査票配布数	回収数	回収率
①就学前児童調査	900人	535件	59.4%
②小学校児童調査	600人	374件	62.3%
合計	1,500人	909件	60.6%

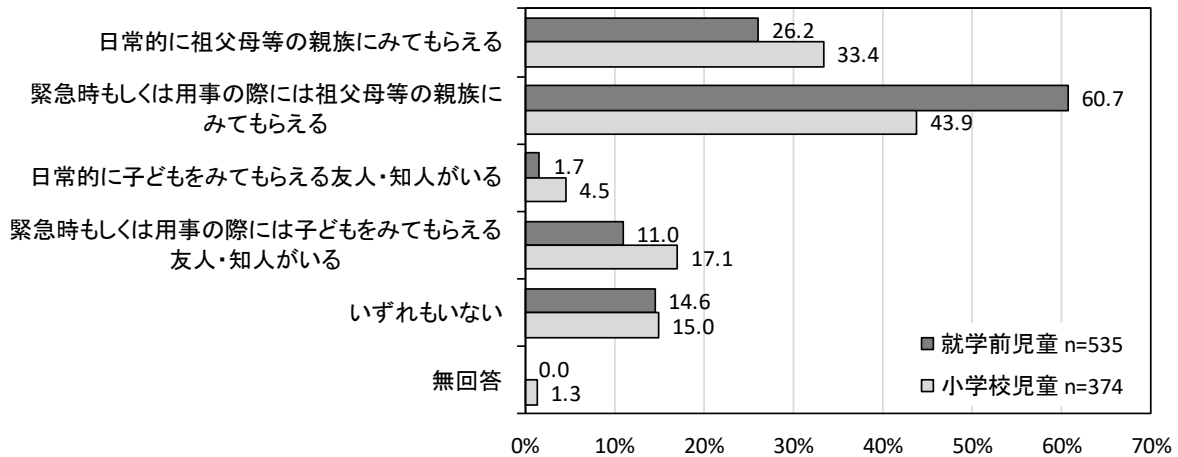
※調査結果の概要に記載のある「前回調査」とは、第一期計画策定の基礎調査として平成25年度に行った調査を指します。

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

(2) 調査の結果概要

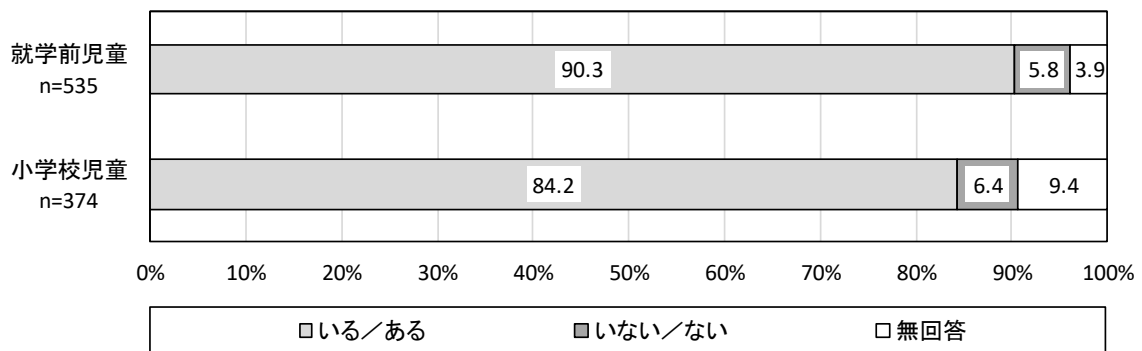
■ 子どもをみてもらえる方について

子どもをみてもらえる方は、就学前児童、小学校児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。一方、「いずれもない」という回答は、就学前児童で 14.6%、小学校児童で 15.0%となっています。



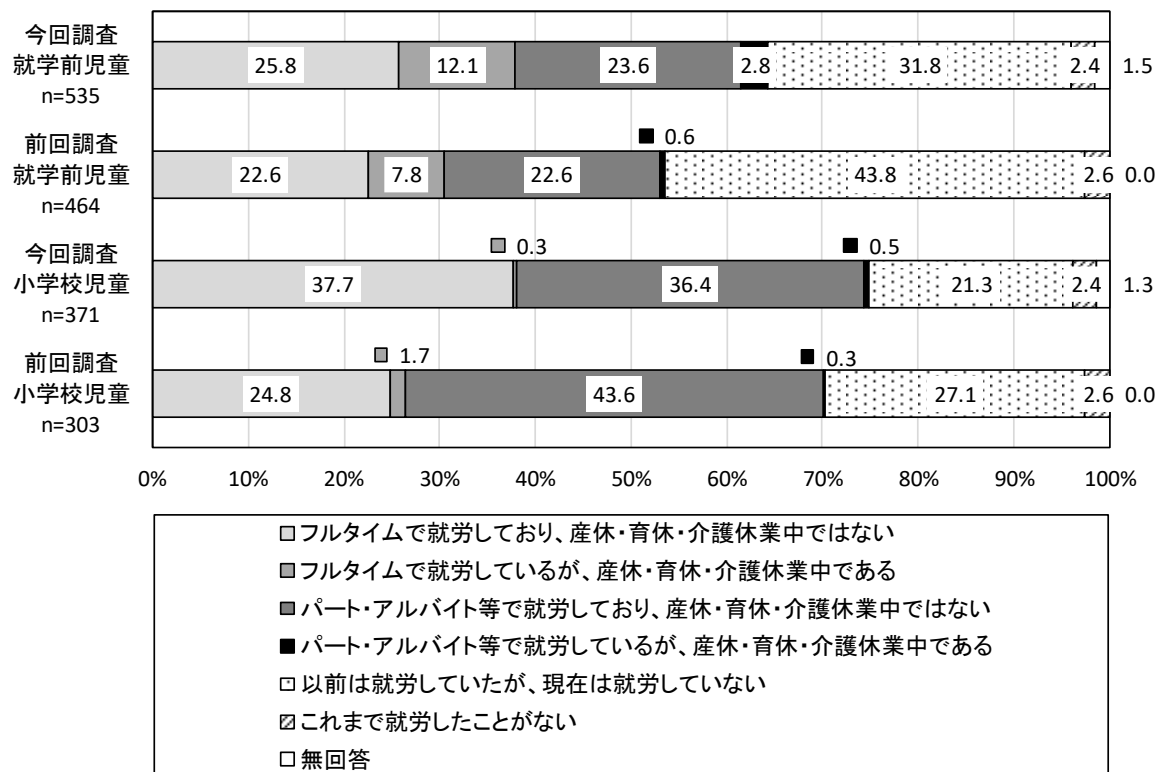
■ 相談できる人、場所の有無について

相談相手の有無については、就学前児童、小学校児童いずれも「いる／ある」が多くを占める一方で、少数ではあるものの、「いない／ない」という方がおり、6%前後となっています。



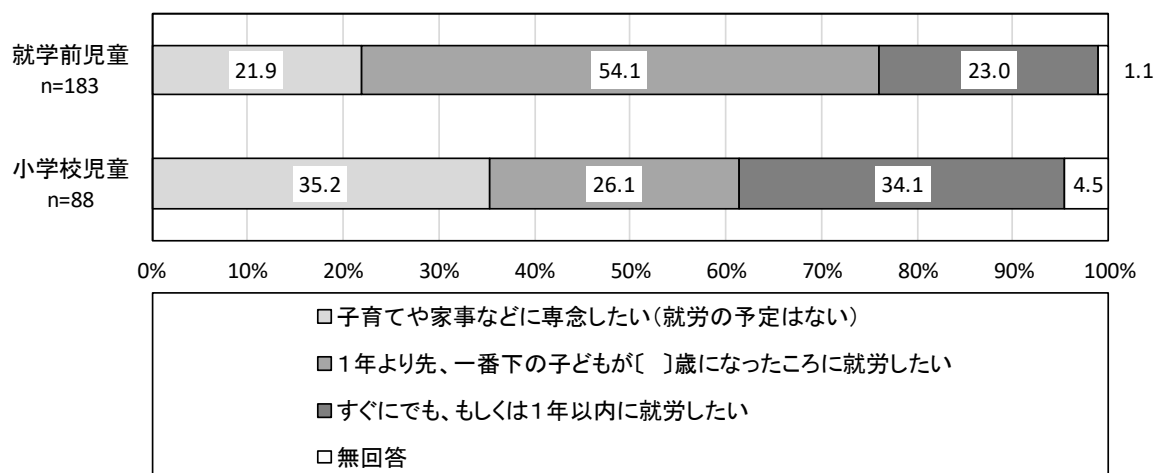
■ 母親の就労状況について

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計は、就学前児童で64.3%、小学校児童で74.9%となっています。就学前児童、小学校児童ともに母親の6割以上が就労している状況となっています。また、『就労している』母親の割合を前回調査と比較すると、就学前児童で10.7ポイント、小学校児童で4.5ポイント増加しており、就労している母親が増加している状況がうかがえます。



■ 現在、就労していない母親の就労希望について

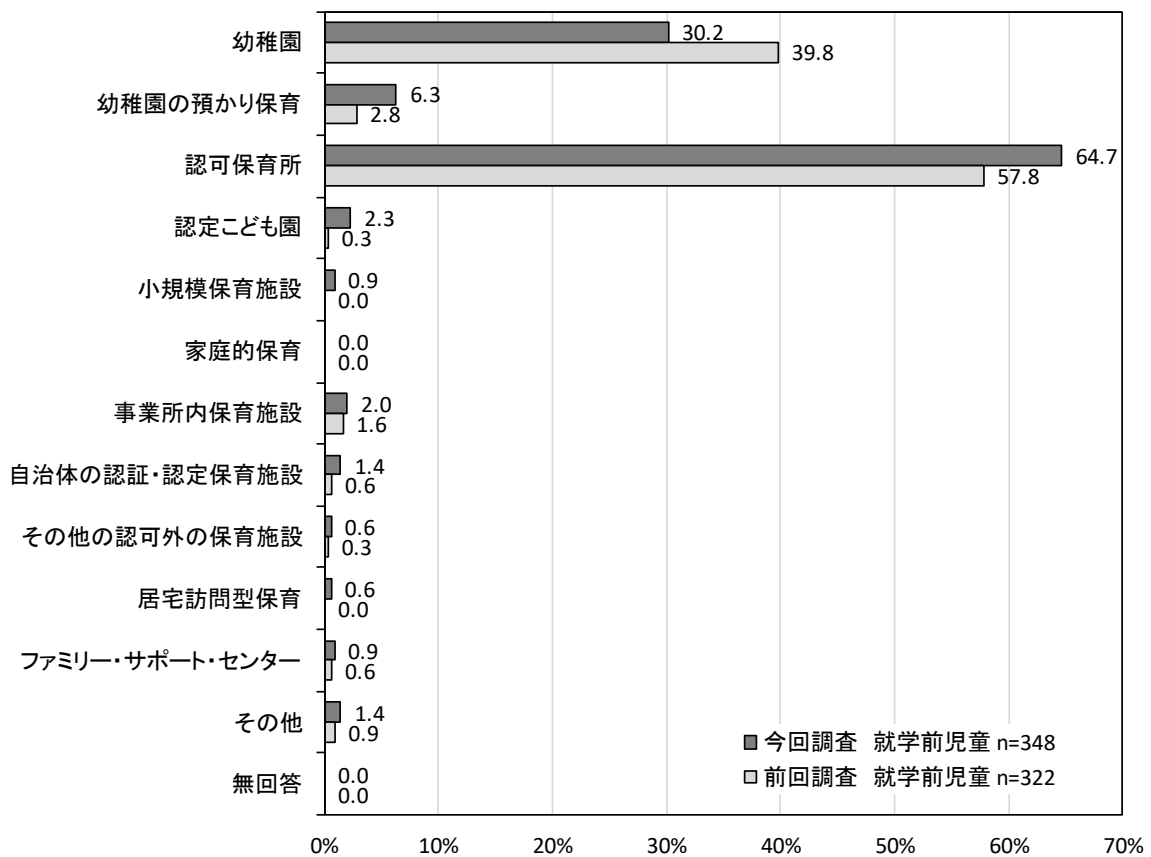
現在、就労していない母親の就労希望については、就学前児童では、就労したい意向を持っている割合が7割以上、小学校児童では6割以上となっています。



■ 就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用について

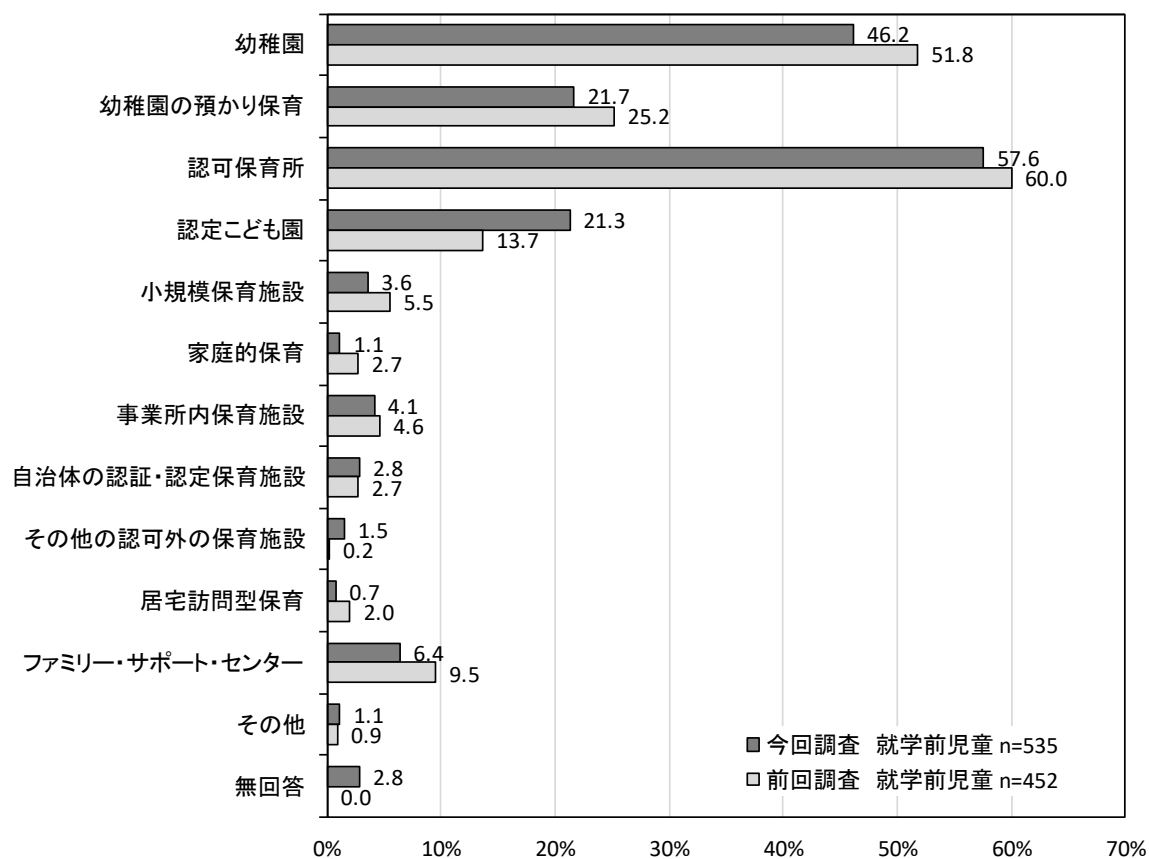
【現在の利用状況】

就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用について、現在の利用状況は、「認可保育所」が64.7%で最も高く、次いで「幼稚園」が30.2%となっています。前回調査と比較すると、「認可保育所」で6.9ポイント増加しており、「幼稚園」では9.6ポイント減少しています。



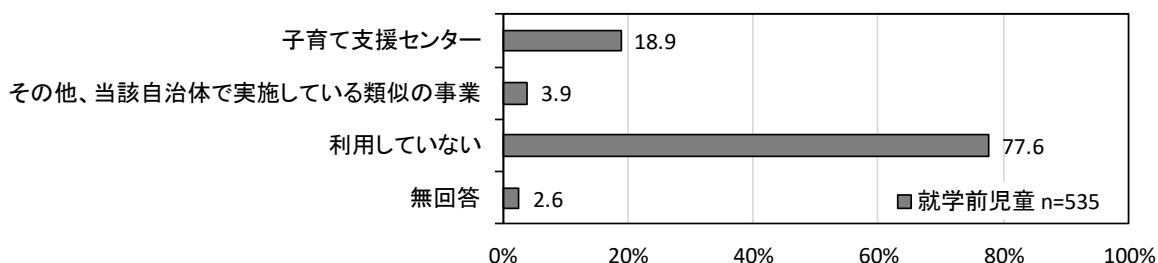
【今後の利用希望】

就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用について、今後の利用意向は、「認可保育所」が57.6%で最も高く、次いで「幼稚園」が46.2%となっています。前回調査と比較すると、「認可保育所」で2.4ポイント、「幼稚園」で5.6ポイント減少しており、「認定こども園」で7.6ポイント増加しています。



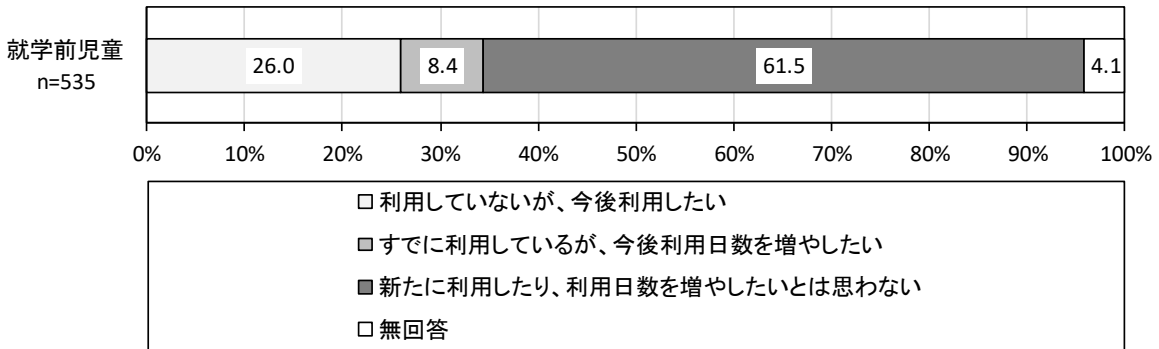
■子育て支援センターの利用状況について

就学前児童の子育て支援センターの利用状況について、利用していると回答している割合は18.9%で、利用していないと回答している割合は77.6%となっています。



■ 子育て支援センターの今後の利用希望について

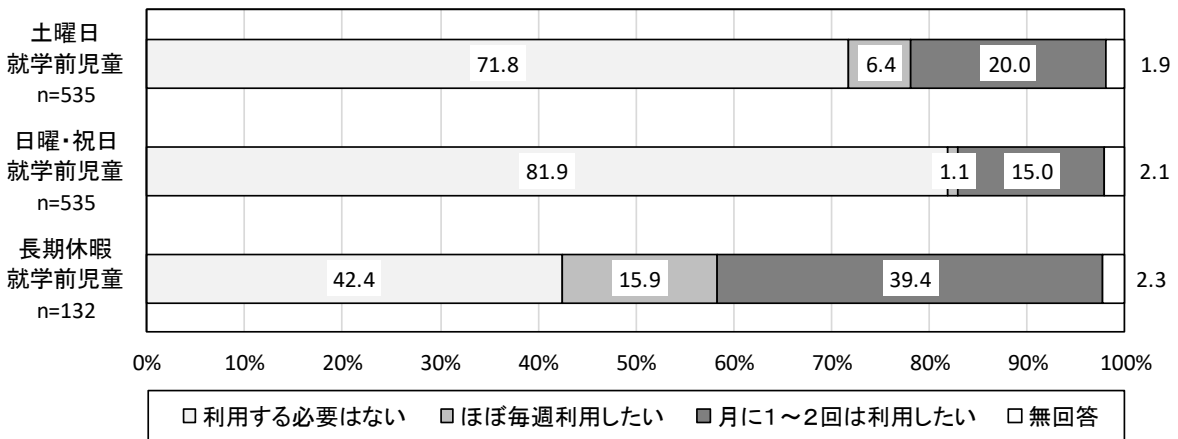
就学前児童の子育て支援センターの利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が61.5%で最も高くなっています。なお、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせた利用希望がある割合は、34.4%となっています。



■ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向について

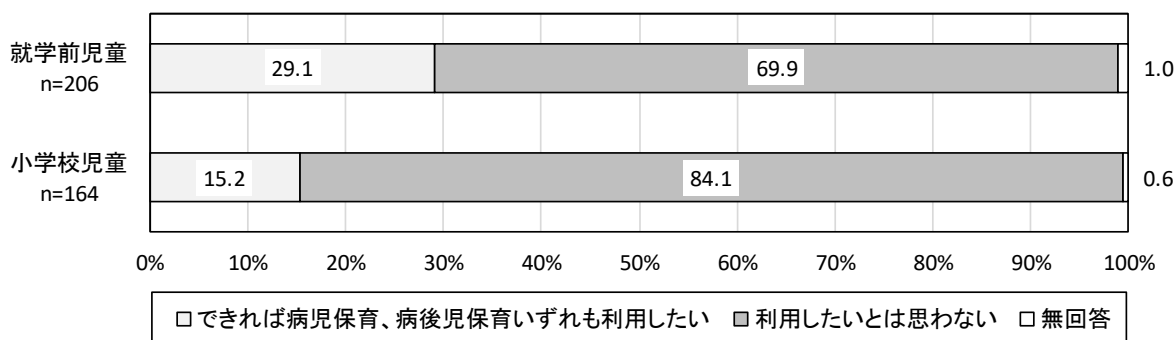
就学前児童の土曜、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向については、いずれも7割以上が「利用する必要はない」となっており、利用希望のある割合は、土曜日で26.4%、日曜・祝日で16.1%となっています。

また、幼稚園利用者の夏休みや冬休み等の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向については、約4割が「利用する必要はない」となっている一方で、利用希望のある割合は、5割以上となっています。



■ 病児・病後児保育事業の利用意向について

子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は、就学前児童で29.1%、小学校児童で15.2%となっています。

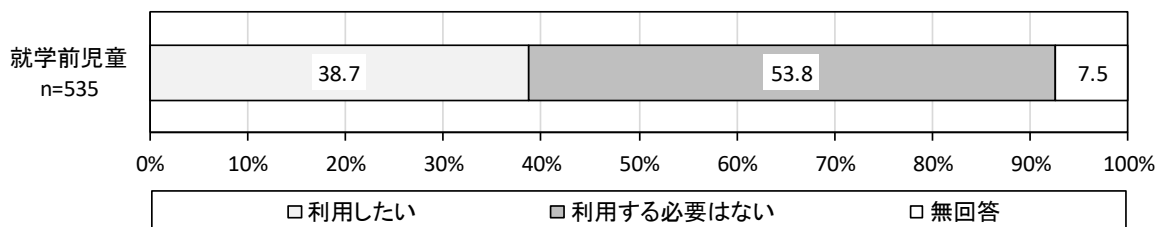


■ 不定期の教育・保育事業や宿泊をともなう一時預かり等の利用意向について

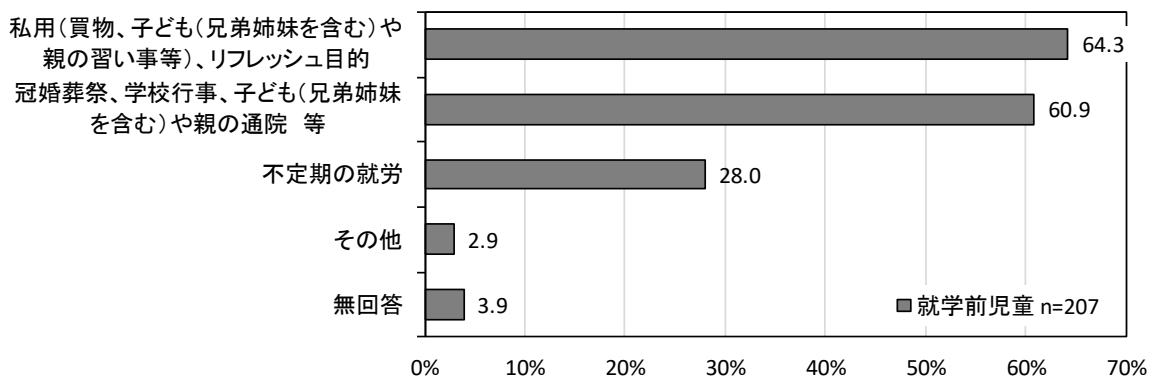
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に一時預かりや幼稚園における預かり保育等の教育・保育事業を利用したいという割合は38.7%となっています。

その利用目的としては、「私用、リフレッシュ目的」が64.3%で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」が60.9%となっています。

【利用意向】



【利用目的】

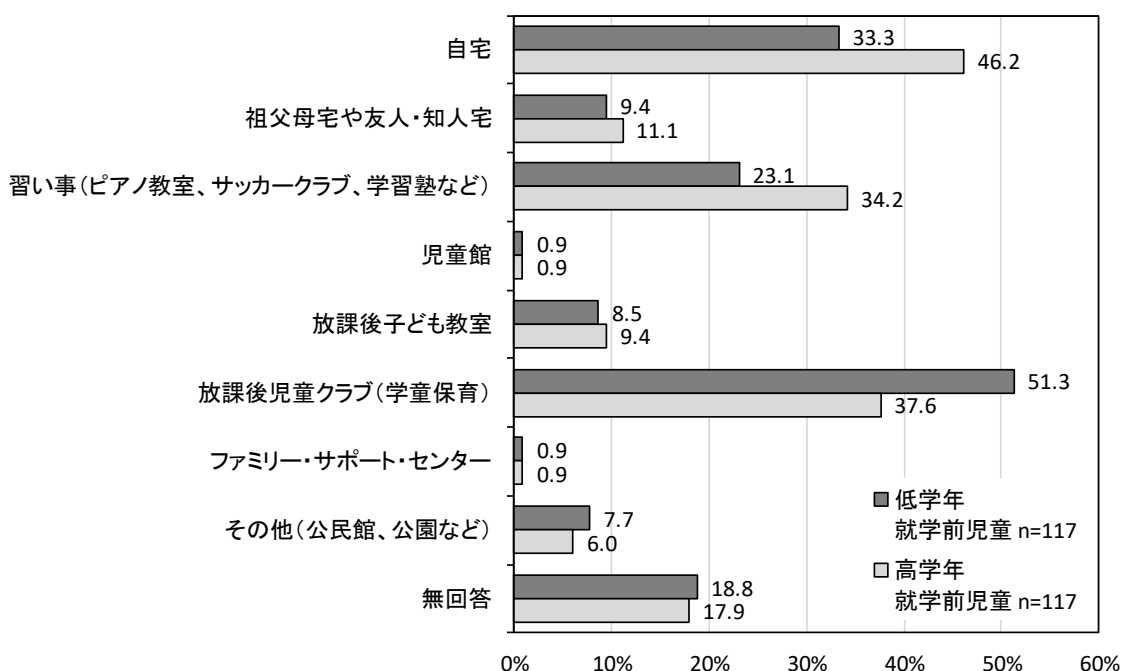


■ 放課後の過ごし方について

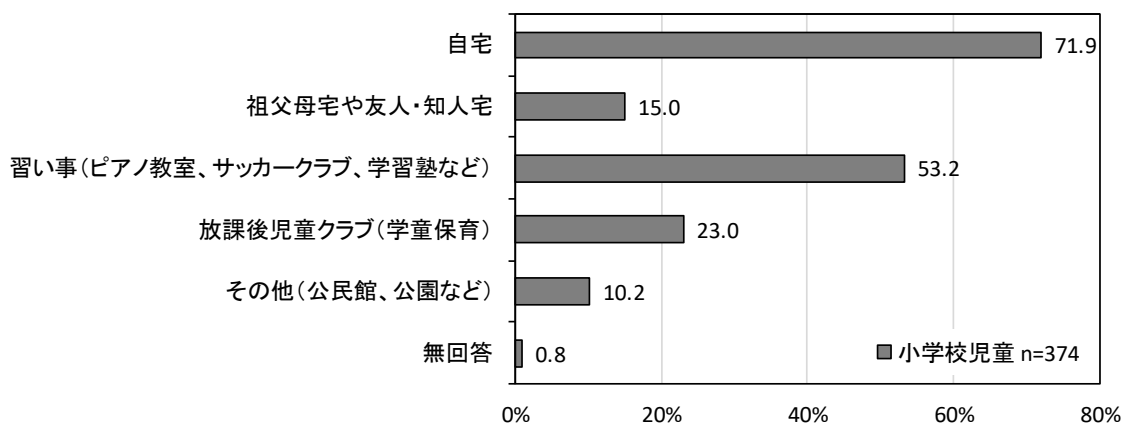
就学前児童が小学校入学後の放課後の過ごし方の希望については、低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が51.3%で最も高く、次いで「自宅」が33.3%となっているのに対し、高学年（4～6年生）では、「自宅」が46.2%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が37.6%となっています。

また、小学校児童の放課後の過ごし方については、「自宅」が71.9%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が53.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が23.0%となっています。

【就学前児童（5歳児以上）】

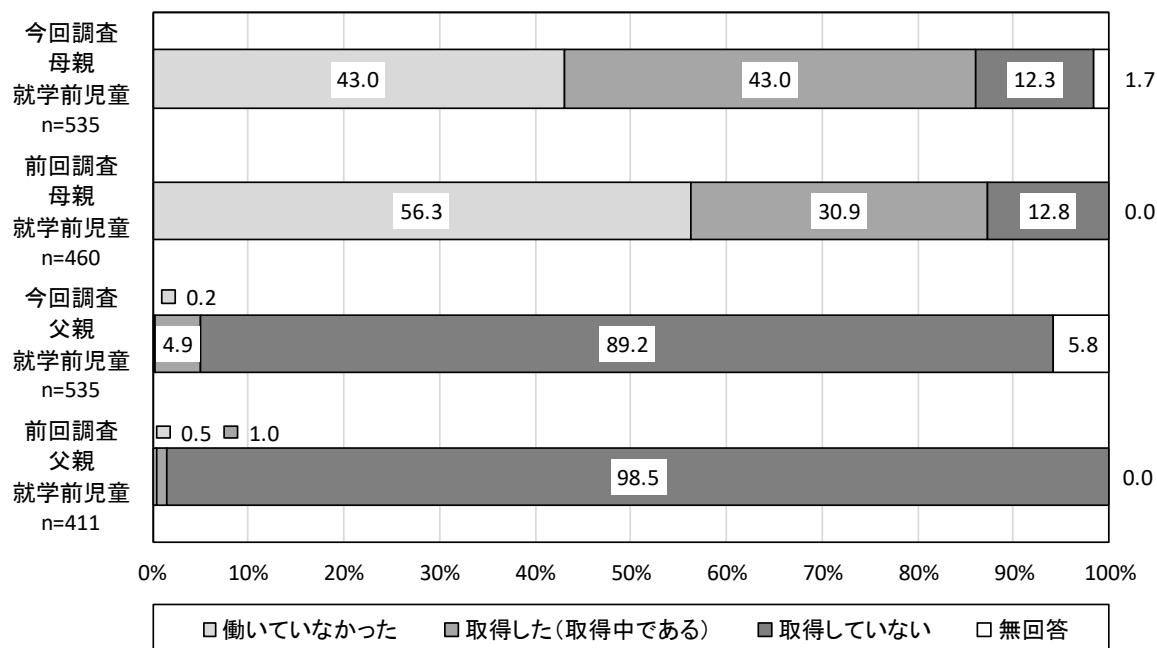


【小学校児童】



■ 就学前児童保護者の育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」と回答した割合をみると、就学前児童の母親は 43.0%となっており、前回調査と比較すると、12.1 ポイント増加しています。なお、父親が育児休業を取得する割合は、前回調査よりは 3.9 ポイント増加していますが、依然として低くなっています。

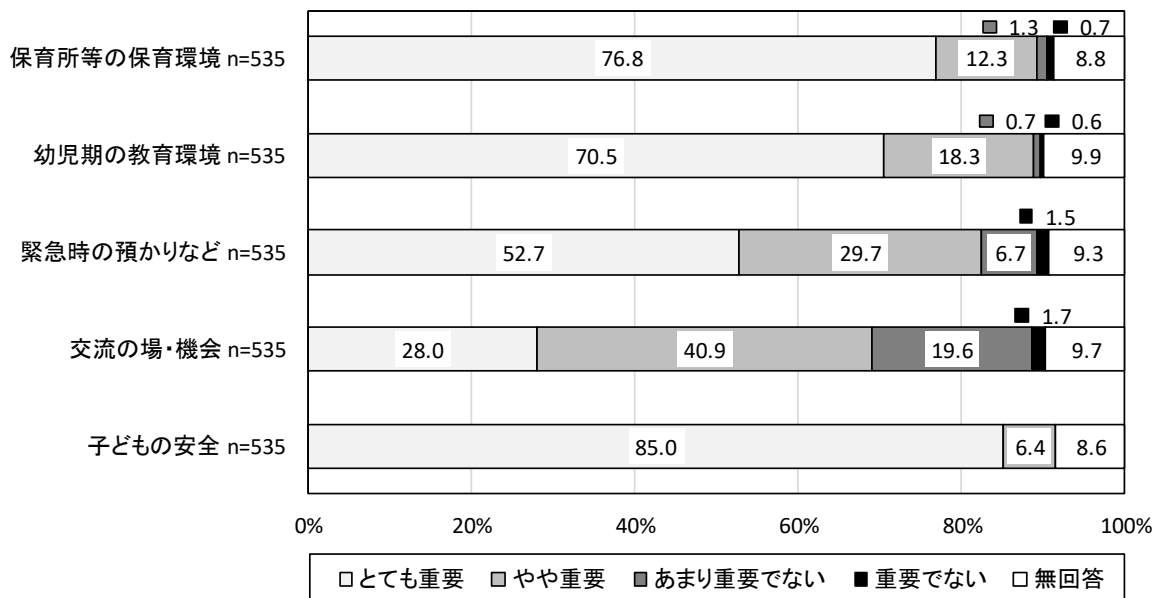


■ 就学前児童における子育て環境に関する重要度について

就学前児童における子育て環境に関する重要度について、「とても重要」と「やや重要」を合わせた『重要』の割合をみると、「子どもの安全」が91.4%で最も高く、次いで「保育所等の保育環境」が89.1%、「幼児期の教育環境」が88.8%となっています。

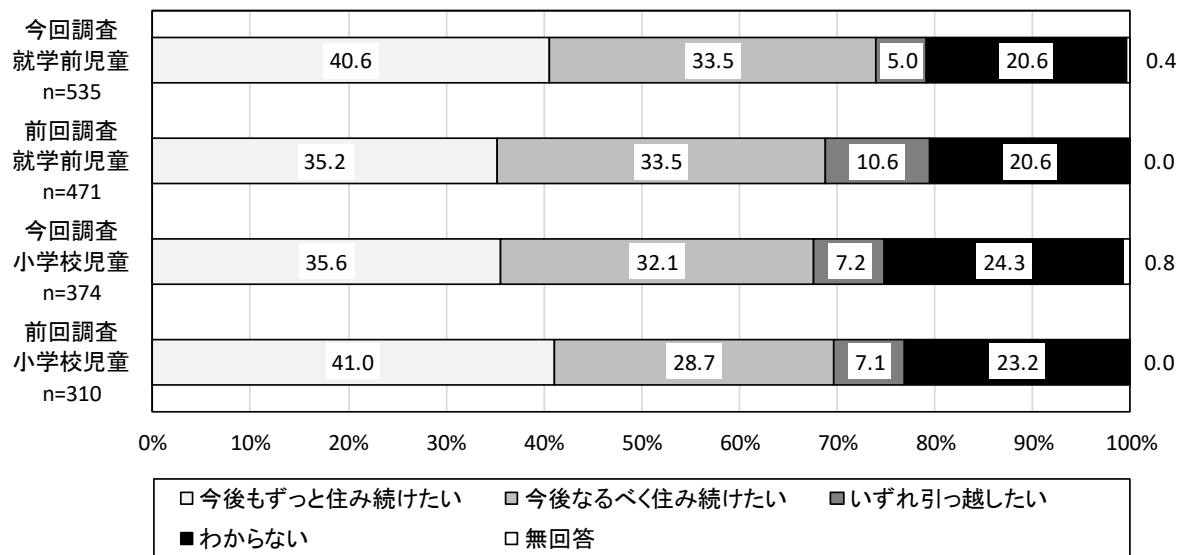
「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた『重要でない』の割合をみると、「交流の場・機会」が21.3%で最も高く、次いで「緊急時の預かりなど」が8.2%となっています。

【就学前児童】



■ 高根沢町への今後の居留意向について

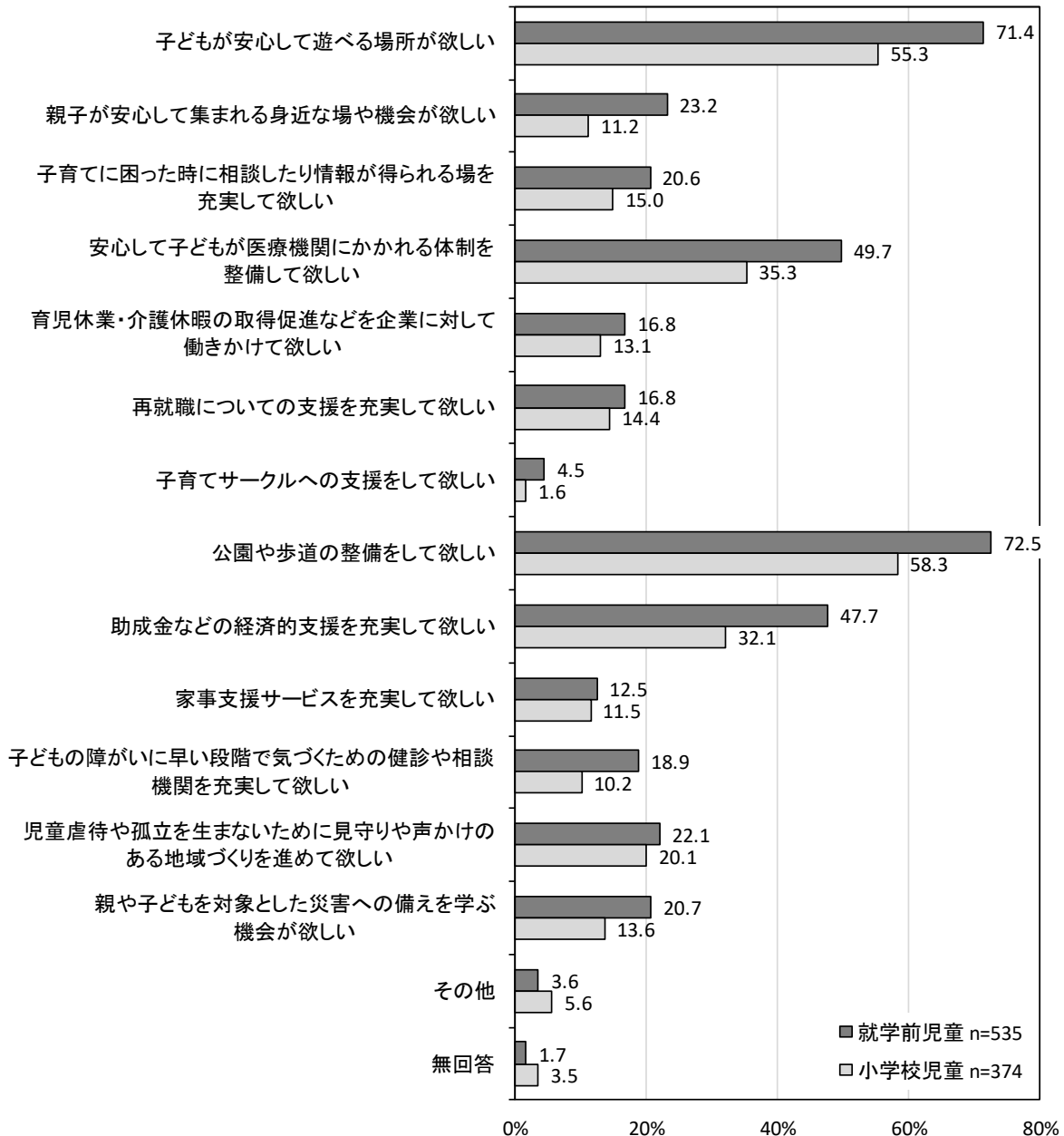
高根沢町への今後の居留意向について、「今後もずっと住み続けたい」と「今後なるべく住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』の割合をみると、就学前児童は 74.1%、小学校児童は 67.7%となっています。『住み続けたい』の割合を前回調査と比較すると、就学前児童で5.4ポイント増加しており、小学校児童では2.0ポイント減少しています。



■子育て支援でもっと力を入れて欲しいものについて

子育て支援で、もっと力を入れて欲しいものについては、「公園や歩道の整備をして欲しい」、「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」の回答が多く、就学前児童でそれぞれ7割以上、小学校児童でそれぞれ5割以上となっています。

また、上記項目に次いで回答が多かったのが、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」、「助成金などの経済的支援を充実して欲しい」で、就学前児童でそれぞれ4割以上、小学校児童でそれぞれ3割以上となっています。



3. 現状からみた課題と今後の方向性

(1) 統計データや調査結果からみた課題と今後の方向性

■ 少子化の対策に向けた取組の推進

本町の婚姻率は、栃木県と比較すると高い水準で推移しているものの、過去5年間の出生数が200人台で推移しており、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響していると考えられます。

少子化の進行を防ぐための取組として、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体で取り組むことが重要です。

今後の具体的な取組（施策）

安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発

⇒妊婦一般健康診査事業【施策No.2-4（P20）】

⇒赤ちゃん訪問事業【施策No.2-5（P20）】

不妊治療や産前・産後における相談体制の充実

⇒子育て世代包括支援センター【施策No.2-1（P19）】

⇒不妊治療費助成事業【施策No.2-2（P19）】

民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解

⇒企業への働きかけ【施策No.3-3（P22）】

子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体での取組

⇒地域と学校の連携【施策No.1-15（P17）】

■子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していると予測されます。

家庭においては、依然として男性が育児休業を取得する割合が少ないという状況であり、職場での働き方改革などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があります。

男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、病児・病後児保育や放課後児童クラブなど、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

今後の具体的な取組（施策）

子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実

- ⇒放課後健全育成事業（学童保育・学童クラブ）【施策No.1-2（P16）】
- ⇒時間外（延長）保育事業【施策No.1-3（P17）】
- ⇒病児・病後児保育事業【施策No.1-4（P17）】
- ⇒一時的な預かり【施策No.1-6（P17）】

社会全体へワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透

- ⇒企業への働きかけ【施策No.3-3（P22）】

■子どもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、児童虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、児童生徒が置かれている環境も多様化、深刻化してきている状況です。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校、警察などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

今後の具体的な取組（施策）

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などに適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組

- ⇒子育て相談【施策No.1-11（P17）】
- ⇒教育相談【施策No.1-16（P17）】
- ⇒子育て世代包括支援センター【施策No.2-1（P19）】
- ⇒赤ちゃん訪問事業【施策No.2-5（P20）】
- ⇒養育支援訪問事業【施策No.2-6（P20）】
- ⇒子ども家庭総合支援拠点【施策No.4-1（P25）】
- ⇒児童虐待防止【施策No.4-4（P26）】

■子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進

子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境の一つに「家庭」があげられますが、家庭の状況は、障がい、疾病、児童虐待、貧困、外国籍の家庭など様々です。すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策や自立支援等、必要なサポートへとつなぐ必要があります。

家庭における環境は様々であっても、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

今後の具体的な取組（施策）

子どもの貧困対策や自立支援の実施

- ⇒子ども家庭総合支援拠点【施策No.4-1（P25）】
- ⇒子どもの貧困対策【施策No.4-2（P25）】
- ⇒ひとり親家庭への応援【施策No.4-8（P26）】
- ⇒実費徴収補足給付事業【施策No.4-11（P26）】
- ⇒就学援助【施策No.4-12（P26）】 等

第2節 高根沢町子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日

条例第28号

改正 平成25年12月10日条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高根沢町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 会議の事務は、こどもみらい課において処理する。

(平25条例30・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年高根沢町条例第159号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第3節 高根沢町子ども・子育て会議 委員名簿

No.	氏名	所属・役職	摘要	選出区分
1	坪井 真	作新学院大学女子短期大学部教授	幼児教育科	学識経験者
2	岡田 勉	のびのび保育園長	公立保育園 (一時預かり)	子ども・子育て 支援に関する事 業の運営に携わ る者
3	齋藤 伸子	こばと保育園長	私立保育園 (病後児保育・一時預かり)	
4	齋藤 幸成	学校法人 育英会理事長	私立幼稚園	
5	仁平 郁夫	NPO法人 次世代たかねざわ理事長	地域子育て支援	
6	今津 哲司	児童館きのこのもり館長	児童館	
7	米元 由美	学童クラブ指導員代表	学童保育所	子どもの保護者
8	岩本 健太郎	にじいろ保育園保護者会	公立保育園の保護者	
9	齋藤 和宏	陽だまり保育園保護者会	私立保育園の保護者	その他
10	吉澤 文子	主任児童委員	町民生委員	
11	長堀 祐三	テイ・エステック株式会社	民間企業 (企業主導型保育事業)	

【委嘱期間 平成31年3月1日～令和3年2月28(2年間)】

第4節 高根沢町子ども・子育て支援計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成31年 1月7日(月)～ 1月21日(月)	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施 就学前児童調査結果：町内在住の就学前の児童から900件を無作為抽出 ⇒回収535件、回収率59.4% 小学生児童調査結果：町内在住の小学校の児童から600件を無作為抽出 ⇒回収374件、回収率62.3%
平成31年 3月14日(木) 午後7時から 改善センター会議室	平成30年度第1回高根沢町子ども・子育て会議 議題(1)高根沢町子ども・子育て支援事業計画の進捗について (2)「第二期子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査結果について(速報値の報告) (3)その他
令和元年 7月1日(月) 午後7時から 改善センター会議室	令和元年度第1回高根沢町子ども・子育て会議 議題(1)第二期高根沢町子ども・子育て支援事業計画策定の概要について (2)第二期高根沢町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (3)その他
令和元年 8月27日(火) 午後6時30分から 改善センター会議室	令和元年度第2回高根沢町子ども・子育て会議 議題(1)第二期高根沢町子ども・子育て支援事業計画素案(第1章～第3章)について (2)量の見込みについて (3)その他
令和元年 10月8日(火) 午後6時30分から 改善センター会議室	令和元年度第3回高根沢町子ども・子育て会議 議題(1)計画素案(第1章～第3章)の修正点について (2)計画素案(第4章～第5章)について (3)その他
令和元年 11月1日(金) 午後6時30分から 改善センター会議室	令和元年度第4回高根沢町子ども・子育て会議 議題(1)計画素案について (2)その他
令和2年 1月15日(水) 午後6時30分から 改善センター会議室	令和元年度第5回高根沢町子ども・子育て会議 議題(1)計画素案について (2)地域型保育事業について (3)その他
令和2年 1月30日(木)～ 3月2日(月)	パブリックコメントの実施

第二期
高根沢町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

編集・発行 高根沢町こどもみらい課

〒329-1225

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 1825 番地

TEL : 028-675-6466